

# 第 6 次

# 厚沢部町総合計画

『好きな』まちに『て』を加え『素敵な』まちに

— 町民が主役となって進める素敵な過疎のまちづくり —

令和3年3月  
厚沢部町



# 第 6 次

# 厚沢部町総合計画

『好きな』まちに『て』を加え『素敵な』まちに

— 町民が主役となって進める素敵な過疎のまちづくり —



# ごあいさつ

当町では、平成 22 年度に「第 5 次厚沢部町総合計画」を策定し、各種施策を町民の皆様とともに積極的に推進して参りました。

近年の当町を取り巻く社会経済情勢や私たちの暮らしは、少子高齢化の急速な進行をはじめ、医療や福祉サービスの確保、グローバル化の進展、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな変化が起こっております。さらには国の財政状況の悪化に伴い、町の行財政運営も一層厳しさが加わるなど、大きな転換期を迎えており、これまで以上に行財政改革を進め、自立できるまちづくりに向けた積極的な施策の展開が求められております。

人口構造の変化や新技術の進展、人々の生き方の変化や多様化が進む中、各地域で抱えている課題は様々であり、住民に身近な地方公共団体が地域の課題を自ら解決していくことがますます重要になってきています。地域が目の中の課題、そして将来想定される課題に対応していくために町民と行政が一体なったまちづくりの推進が必要とされております。

この度、今後 10 年間で計画期間とする新たなまちづくりの指針となる「第 6 次厚沢部町総合計画」を策定し、まちづくりのテーマを「『好きな』まちに『て』を加え『素敵な』まちに～町民が主役となって進める素敵な過疎のまちづくり～」と決めました。

「厚沢部町素敵な過疎のまちづくり基本条例」の基本理念に基づき、誰もが安全で安心して暮らせる「素敵な過疎のまち・厚沢部」の実現に向け、町民と行政が手を携え、協働したまちづくりを推進して参ります。

先人たちのたゆみない努力によって築きあげられてきた、このかけがえのない厚沢部町をさらに発展させ、次世代に引き継いでいくことが、私たちに与えられた最大の使命であります。

この計画を推進するためには、町民の皆様のもちづくりへの積極的な参加が必要不可欠であります。町民の皆様の深いご理解と積極的なご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、住民アンケートや各種団体ヒアリング等を通じて多くの貴重なご意見を寄せられました町民の皆様をはじめ、熱心にご審議を賜りました厚沢部町総合計画策定審議会委員の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。



厚沢部町長 渋田正己

# 目 次

|  |           |
|--|-----------|
| <b>第1編 序 論</b> .....                       | <b>1</b>  |
| <b>第1章 総合計画の策定にあたって</b> .....              | <b>3</b>  |
| 1 総合計画策定の主旨 .....                          | 3         |
| 2 計画の構成と期間 .....                           | 3         |
| <b>第2章 計画策定の背景</b> .....                   | <b>5</b>  |
| 1 社会情勢の変化 .....                            | 5         |
| 2 厚沢部町の概要 .....                            | 8         |
| 3 町民の意識 .....                              | 12        |
| <b>第3章 厚沢部町の主要課題</b> .....                 | <b>17</b> |
| 1 少子高齢化による人口減少への対応 .....                   | 17        |
| 2 教育をより充実させ人的基盤を強める .....                  | 17        |
| 3 雇用や就業機会を確保し経済基盤を強固にする .....              | 18        |
| 4 社会移動による人口減少抑制 .....                      | 18        |
| 5 安心して暮らせる安全で快適な町をつくる .....                | 19        |
| 6 行財政改革をさらに推進し町民によるまちづくり活動への参画を促進する .....  | 19        |
| <b>第2編 基本構想</b> .....                      | <b>21</b> |
| <b>第1章 まちの将来像</b> .....                    | <b>23</b> |
| 1 将来像 .....                                | 23        |
| 2 まちづくりの基本方針 .....                         | 24        |
| <b>第2章 将来人口</b> .....                      | <b>26</b> |
| 1 将来人口 .....                               | 26        |
| <b>第3章 まちづくりの方向性</b> .....                 | <b>27</b> |
| 1 少子高齢化社会のもと、イキイキとした町の実現 .....             | 27        |
| 2 まちの貴重な資源である「人」づくりの充実 .....               | 27        |
| 3 足腰が強く、イノベーションが起こせる産業の育成 .....            | 27        |
| 4 「住みたい」「戻りたい」「関わりたい」と思えるような魅力の構築・発信 ..... | 28        |
| 5 町民が安心して安全に暮らし続ける町の実現 .....               | 28        |
| 6 行財政改革のさらなる推進と町民のまちづくりへの参画・参加促進 .....     | 28        |
| <b>施策の体系</b> .....                         | <b>29</b> |
| <b>厚沢部町強靱化計画との関係</b> .....                 | <b>30</b> |
| 1 強靱化計画策定の経緯と基本的な考え方 .....                 | 30        |
| 2 強靱化計画と本計画の関係 .....                       | 30        |
| <b>SDGs（持続可能な目標）との関連</b> .....             | <b>31</b> |
| <b>第3編 基本計画</b> .....                      | <b>35</b> |
| <b>第1章 少子高齢化のもとイキイキとした町の実現</b> .....       | <b>37</b> |
| 1 地域福祉の推進 .....                            | 37        |
| 2 子育て支援の充実 .....                           | 39        |
| 3 高齢者福祉の充実 .....                           | 42        |
| 4 障がい者福祉の充実 .....                          | 45        |

|            |   |           |
|------------|---|-----------|
| 5          | 健康づくりの推進                                  | 47        |
| 6          | 地域医療の充実                                   | 49        |
| <b>第2章</b> | <b>町の貴重な資源である人づくりの充実</b>                  | <b>50</b> |
| 1          | 学校教育の充実                                   | 50        |
| 2          | 青少年の健全育成                                  | 52        |
| 3          | 豊かな学習環境づくり                                | 54        |
| 4          | スポーツ振興                                    | 56        |
| 5          | 歴史と自然を活かしたまちづくり                           | 57        |
| 6          | 生涯学習の推進                                   | 59        |
| <b>第3章</b> | <b>足腰が強くイノベーションが起こせる産業の育成</b>             | <b>60</b> |
| 1          | 農業の振興                                     | 60        |
| 2          | 林業の振興                                     | 63        |
| 3          | 商工業の振興                                    | 64        |
| 4          | 観光の振興                                     | 66        |
| 5          | 起業の支援                                     | 67        |
| 6          | 異業種交流・連携の推進                               | 68        |
| <b>第4章</b> | <b>「住みたい」「戻りたい」「関わりたい」と思えるような魅力の構築・発信</b> | <b>69</b> |
| 1          | 適正な土地利用の推進                                | 69        |
| 2          | 快適な住環境の整備                                 | 70        |
| 3          | 道路・交通網の充実                                 | 72        |
| 4          | 上・下水道の整備                                  | 74        |
| 5          | 情報通信体制の充実                                 | 75        |
| 6          | 移住・交流の推進                                  | 77        |
| <b>第5章</b> | <b>町民が安心して安全に暮らし続ける町の実現</b>               | <b>79</b> |
| 1          | 防災体制の充実                                   | 79        |
| 2          | 交通安全対策の充実                                 | 83        |
| 3          | 防犯体制の充実                                   | 84        |
| 4          | 消防・救急体制の充実                                | 85        |
| 5          | 治山・治水対策の推進                                | 87        |
| 6          | 環境保全の推進                                   | 88        |
| 7          | ごみ・し尿処理体制の充実                              | 90        |
| <b>第6章</b> | <b>行財政改革のさらなる推進と町民のまちづくりへの参画・参加促進</b>     | <b>91</b> |
| 1          | 効率的で健全な行財政運営                              | 91        |
| 2          | 開かれた行政                                    | 93        |
| 3          | 住民参画の推進                                   | 94        |
| 4          | コミュニティの活性化                                | 95        |
| 5          | 男女共同参画社会の形成                               | 96        |
| 6          | 広域連携の推進                                   | 97        |
| <b>資料編</b> |   | <b>99</b> |

# 序 論





# 第1編 序論

## 第1章 総合計画の策定にあたって

### 1 総合計画策定の主旨

この計画は、厚沢部町の将来の姿を展望し、目指すべき将来像の実現に向けた総合的な政策方針を示すものです。

当町では、第5次厚沢部町総合計画において、まちの将来像を「地域力で育む“素敵な過疎のまち”厚沢部」と定め、諸施策を推進してきたところですが、計画期間が令和2年度で終了し、新たな計画策定が必要となっています。

現在、本格的な地方分権時代の到来や過疎化・少子高齢化の進行、就業構造の変化など、社会構造が大きく変化する中で、厚沢部町が将来に向けて持続的に発展していくためには、引き続き、時代の潮流や多様化する住民ニーズを的確にとらえた着実なまちづくりを推進していく必要があります。

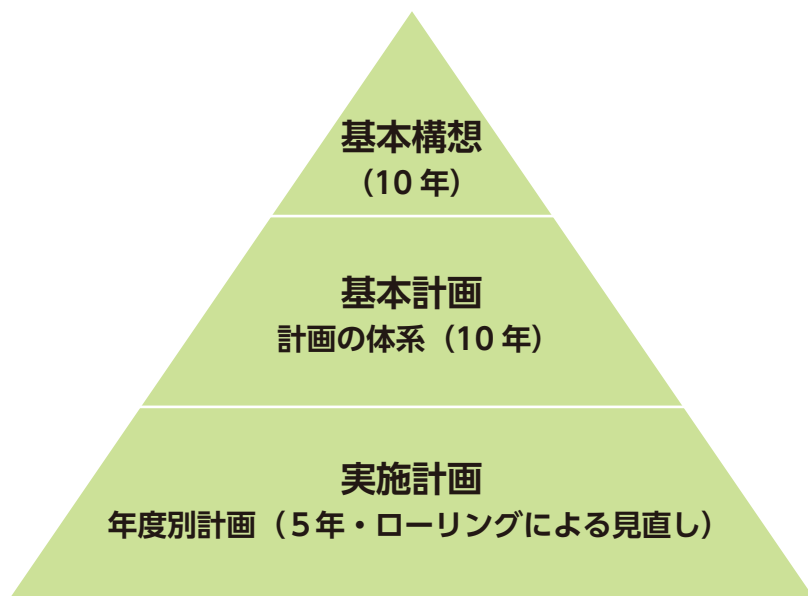
本計画は、そうした先行き不透明な時代において、今後も町の特性を活かし、魅力的で活力あるまちづくりを総合的かつ計画的に進めていく指針となるものです。

また、「厚沢部町素敵な過疎のまちづくり基本条例」の基本理念に基づき、町民と行政が協働してまちづくりに取り組み、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための指針として本計画を策定するものです。

### 2 計画の構成と期間

本計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

#### ■計画の構成



## (1) 基本構想

当町が目指すべき将来像と、それを実現するための基本方針や施策の大綱を、長期的かつ総合的な視野に立って明らかにします。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

## (2) 基本計画

分野別計画と重点施策プログラムとで構成します。

分野別計画では、基本構想に基づき、施策ごとの目指す姿と具体的な内容を示します。

また、計画期間内において展開する施策のうち、特に重点的・戦略的に取り組む施策を「重点施策プログラム」に位置づけ、庁内で横断的に取り組みます。

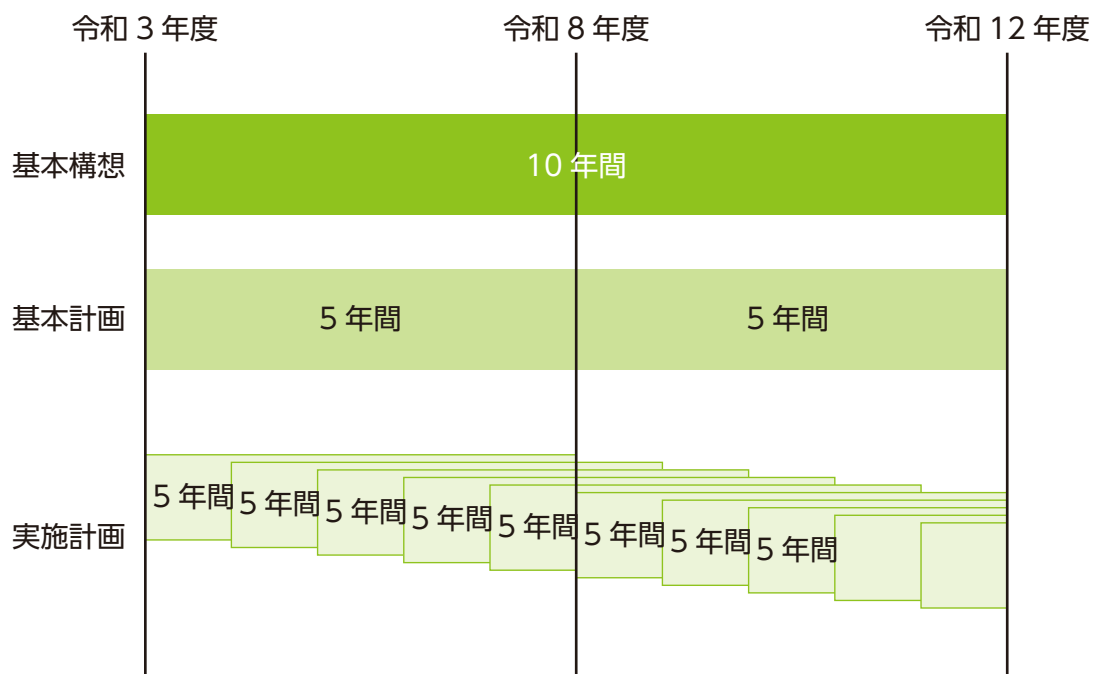
計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間としますが、前期5年で実績を評価し、必要に応じて見直しを行います。

## (3) 実施計画

基本計画で定めた施策を実施するための具体的な事業を示すもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

計画期間は5年間とし、ローリング方式で毎年度見直しを行います。

### ■ 計画の期間



## 第2章 計画策定の背景

### 1 社会情勢の変化

当町を取り巻く社会環境は常に変化しており、将来を見据えたまちづくりを推進するためには、今日の時代の潮流を踏まえるとともに、社会環境の変化を的確に捉え、対応していくことが重要です。これからの時代の潮流として、次のようなことが挙げられます。

#### (1) 人口減少と少子高齢化の一層の進行

わが国では、出生率の低下が進み、総人口は平成16年の1億2,778万7千人をピークに減少に転じ、今後もその傾向は続くものと予測されています。

また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、平成17年に20.2%と、初めて20%を超え、平成25年には25%、令和5年には30%に達すると見込まれています。

当町の平成28年の人口は4,049人で、10年前の4,775人と比べて726人減少しています。

年齢別人口の増減を見ても、65歳以上の高齢者はほぼ横ばいなのに対して、15～64歳までの生産年齢人口と0～14歳までの年少人口は大きく減少しており、若年層の町外への流出が顕著し過疎化が進んでいることが分かります。高齢化率も40%を超えており、少子高齢化が一層進行しております。

こうした過疎化・少子高齢化の進行は、社会保障や保健・医療・福祉への影響をはじめ、経済、教育、生活基盤整備のあり方など、住民生活、行政活動の様々な領域に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

#### (2) 情報通信技術の発展

インターネットを中心とした情報通信技術は飛躍的に進歩し、社会生活に大きな影響を及ぼしています。当町の基幹産業である農業分野においても、膨大なデータをもとにした天候予測や、ハウス栽培における温度・湿度管理、GPS機能を活用した農業機械の自動運転などが開発されつつあります。

また、世界中に低コストで情報発信できることにより、従来では考えられなかった地域から観光客が来るなどの効果もあります。

さらに、地方自治体の提供する行政サービスについても、情報通信技術の活用により、より効果的、効率的に進めることが求められています。

### (3) 地方分権の進展

平成 18 年から地方分権関連の法律が施行され、地方分権の流れが加速しています。各地方自治体においては、それぞれの地域の特色を活かし、住民とともに地域をつくり、地域の魅力をさらに増して発展させていくことが求められています。

また、地域の課題を地域の力で解決していく自律的地域運営を進めることも求められています。

### (4) 価値観の多様化

経済的豊かさを追求する、あるいは効率を重視する、という方向性だけでなく、心の豊かさやふれあいを求めること、保持するよりも経験することに価値を置くことなどへの需要が高まっています。

また、個性や独自性を大切にすることが高まり、性別や国籍、障がいなどに影響されずに 1 人ひとりが能力を発揮し、それぞれの価値観に基づいて豊かに生きることが望まれています。

こうした価値観の多様化や変化に対して、地方自治体も地域づくりや教育、福祉、産業政策などにおいて、具体的な対応をしていくことが求められています。

### (5) 持続可能社会への対応

国連は 2015 年に S D G s <sup>\*1</sup> (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) と呼ばれる 17 の行動目標を定めました。

S D G s は社会を持続可能にするために、貧困や差別をなくし、教育を充実させ、産業を活発にしつつ、自然環境を守っていく、といった行動目標を定めています。

わが国も採択に参加し、官民を挙げて S D G s の目標達成に向けた取り組みが行われており、地方自治体の活動においても、S D G s の考えをとり入れることが求められています。

### (6) 安全・安心に対する意識・関心の高まり

近年、ゲリラ豪雨による浸水、大型台風による大規模な水害、地震、津波、火山活動など、わが国では大規模な自然災害が相次いで発生しています。

地方自治体では、こうした災害に対して住民の生命と財産を守るため、備えを厚くしていますが、未曾有の災害に対する備えも求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの生活スタイルは一変しました。このような様々な感染症に関する対策も求められています。

---

※1 S D G s

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴール・169 のターゲットから構成される。発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであるとされ、わが国も積極的に取り組んでいる。

## (7) 経済のグローバル化と低成長時代への対応

前述した情報通信技術の発展は巨大通信企業を誕生させ、インターネット網を介した取引は経済のグローバル化を益々進展させています。こうした流れは地方の経済社会にも大きな影響を与え、過疎地域であってもグローバル化への対応を余儀なくされています。

また、経済のグローバル化はいわゆるフロンティアの消滅とも連動しており、世界的に大きな成長が見込みにくい時代になっています。特にわが国は人口減少期に入り、その傾向が顕著であり、高度成長を前提とした経済社会モデルでは持続可能性を担保できない状況が生じています。



## (2) 歴史・沿革

当町の歴史は北海道内でも有数の長さを持っています。

厚沢部（アッサブ）の語源はアイヌ語とされ、町内にはほかにも、アイヌ語を語源とする地名が数多く残されており、アイヌ民族との関わりが推測されます。

時代は下り、厚沢部町の原形が築かれたのは、室町時代とされます。

室町時代末期から江戸時代にかけて、断続的に本州各地から厚沢部の地に人が入り、農業をはじめ、漁業、林業などを営む集落を形成しました。

前述の通り、北海道内では比較的温暖な気候がさまざまな生業を可能にしたものと考えられます。

明治 39 年には厚沢部村となり、明治 42 年からは移住民勧誘が実施され、昭和初期にかけ人口が大幅に増加しました。

その間、大正 14 年には当町に設置されていた檜山農事試作場において、ジャガイモの品種である『メークイン』の試験栽培が行われ、檜山地域の奨励品種とされました。以後、メークインは当町を発祥とし、当町の特産品として名を知られるようになります。

昭和 38 年に厚沢部町となり、全国的な高度成長期を迎え、当町においても厚沢部川河川改修工事や土地改良事業などの開発工事が行われ、農業を基盤とした厚沢部町の環境基盤整備がなされました。

平成の時代になり、全国の町村の多くが過疎化に悩まされる中、当町も人口減少に見舞われます。平成 21 年には過疎を逆手にとり、『素敵な過疎のまち』と銘打って、「単に人口増加による活性化を目指すだけでなく、独自の地域創生を標榜した戦略のもと、新しい時代を切り拓いていく」ことを目指しています。

### (3) 過疎化と少子高齢化の現状

令和2年3月に策定した「第2期厚沢部町まち・ひと・しごと創生総合戦略 第1章 厚沢部町人口ビジョン」に基づいて、当町の過疎化と少子高齢化の現状を振り返ります。

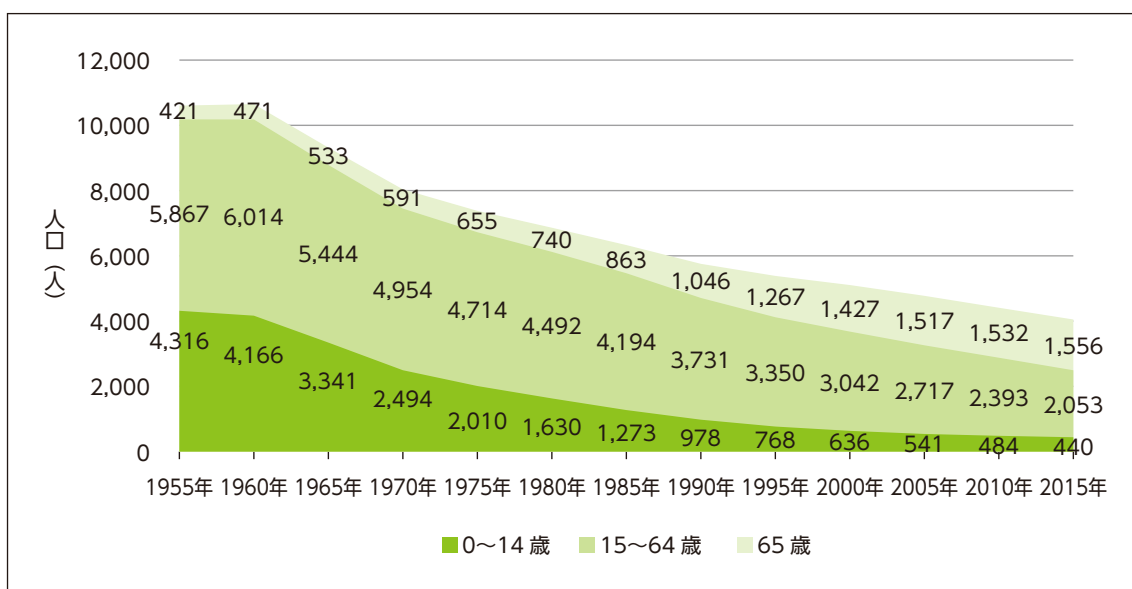
#### ① 総人口の推移と年齢区分別人口の割合（国勢調査値）

(単位：人)

|        | 1955年            | 1960年            | 1965年            | 1970年            | 1975年            | 1980年            |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 総人口    | 10,604           | 10,651           | 9,318            | 8,039            | 7,379            | 6,862            |
| 65歳以上  | 421<br>(4.0%)    | 471<br>(4.4%)    | 533<br>(5.7%)    | 591<br>(7.4%)    | 655<br>(8.9%)    | 740<br>(10.8%)   |
| 15～64歳 | 5,867<br>(55.3%) | 6,014<br>(56.5%) | 5,444<br>(58.4%) | 4,954<br>(61.6%) | 4,714<br>(63.9%) | 4,492<br>(65.4%) |
| 0～14歳  | 4,316<br>(40.7%) | 4,166<br>(39.1%) | 3,341<br>(35.9%) | 2,494<br>(31.0%) | 2,010<br>(27.2%) | 1,630<br>(23.8%) |

(単位：人)

|        | 1985年            | 1990年            | 1995年            | 2000年            | 2005年            | 2010年            | 2015年            |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 総人口    | 6,330            | 5,755            | 5,385            | 5,105            | 4,775            | 4,409            | 4,049            |
| 65歳以上  | 863<br>(13.6%)   | 1,046<br>(18.2%) | 1,267<br>(23.5%) | 1,427<br>(28.0%) | 1,517<br>(31.8%) | 1,532<br>(34.7%) | 1,556<br>(38.4%) |
| 15～64歳 | 4,194<br>(66.3%) | 3,731<br>(64.8%) | 3,350<br>(62.2%) | 3,042<br>(59.6%) | 2,717<br>(56.9%) | 2,393<br>(54.3%) | 2,053<br>(50.7%) |
| 0～14歳  | 1,273<br>(20.1%) | 978<br>(17.0%)   | 768<br>(14.3%)   | 638<br>(12.4%)   | 541<br>(11.3%)   | 484<br>(11.0%)   | 440<br>(10.9%)   |



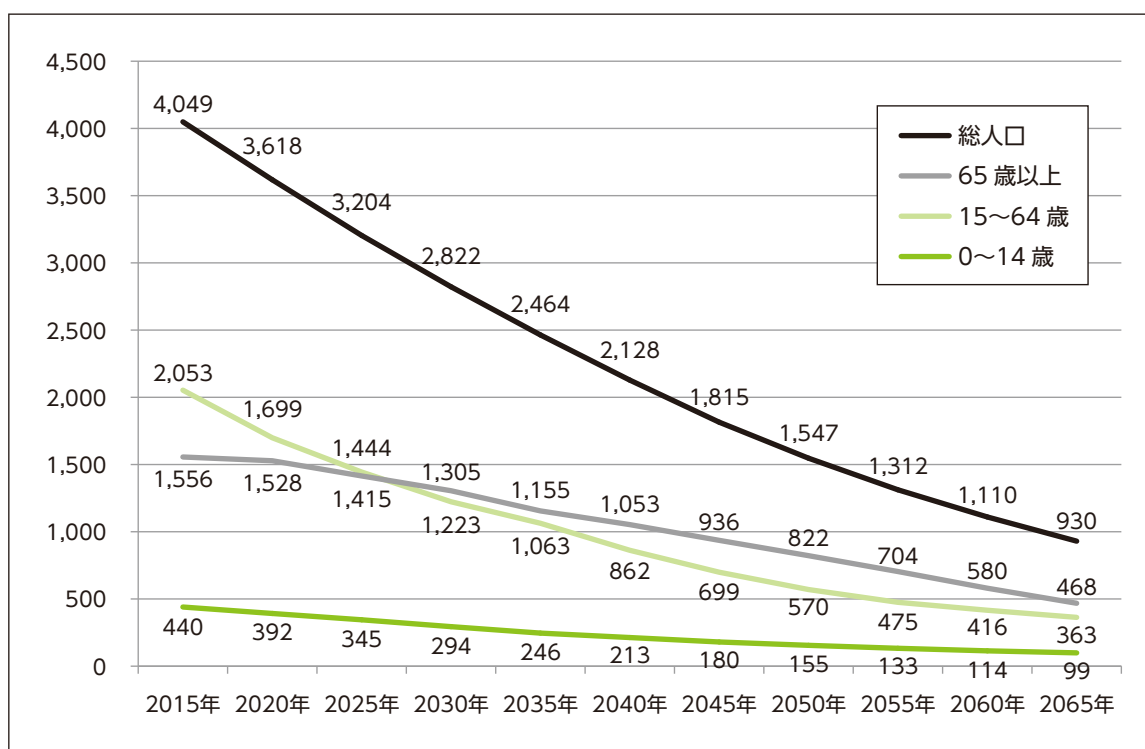
国勢調査によると、当町の総人口は2015年に4,049人となっています。

1995年からの20年で1,336人減少し、2005年からの10年では726人減少しています。一貫して人口減少の傾向にあり、近年は減少のスピードが早くなっていると考えられます。

年齢区分別人口の推移では、15歳～64歳の「生産年齢人口」が20年で1,298人減少しています。0歳～14歳の年少人口も20年で328人減少しています。一方、65歳以上の「高齢人口」は20年で289人増加しています。

このことから、この20年で少子高齢化が一段と進んだことが分かります。

## ② 将来の人口推移（国立社会保障・人口研究所による推計値）



上図の通り、これまで上昇傾向にあった高齢人口も、今後は減少に転じることが予想されており、3区分全てで減少傾向になるものと考えられます。

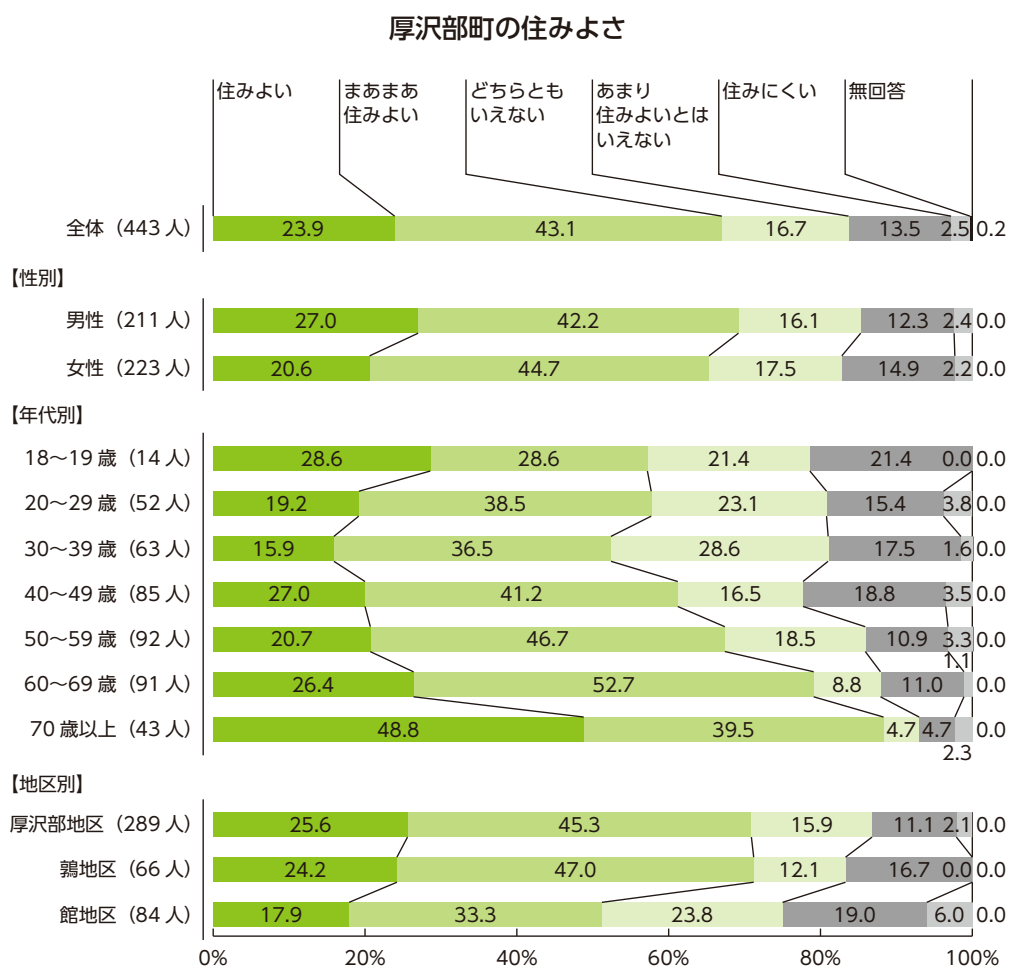
### 3 町民の意識

本計画の策定にあたり、令和元年12月に町内に居住する18歳以上の男女1,000人（無作為抽出）を対象にアンケート調査を実施し、有効回答数は443（回答率44.3%）となっています。

以下、アンケート調査結果を抜粋し、そこから町民の意識について考察します。

#### (1) 厚沢部町の住みよさについて

当町の住みよさについて、全体の67%が「住みよい」あるいは「まあまあ住みよい」と回答しています。年代別では、40歳代以降において「住みよい」と回答する割合が年齢とともに高くなっており、地区別では、厚沢部地区と鶉地区が「住みよい」と回答する割合が高くなっています。



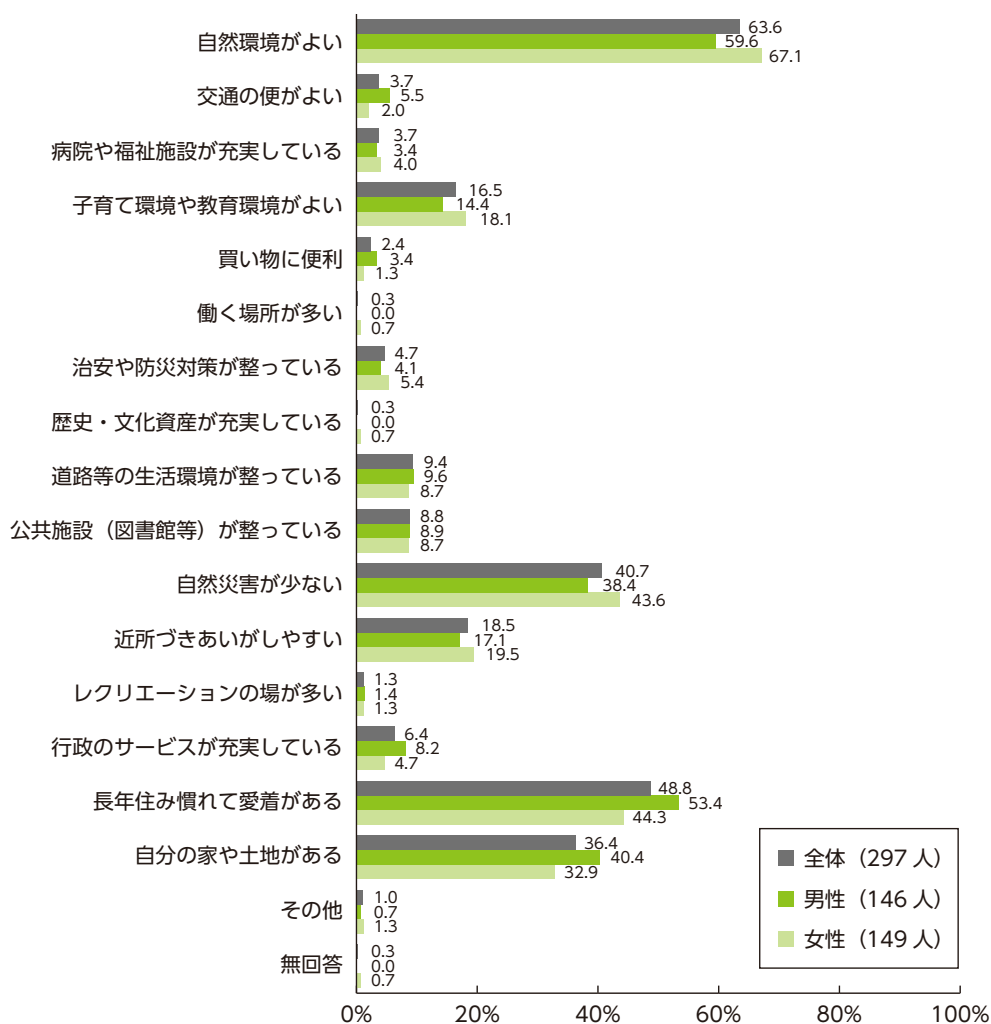
## (2) 厚沢部町が住みよい理由

当町について「住みよい」「まあまあ住みよい」と回答した人にその理由をたずねたところ、以下のような結果となりました。

- ・「自然環境がよい」(全体 63.6%、男性 59.6%、女性 67.1%)
- ・「長年住み慣れて愛着がある」(全体 48.8%、男性 53.4%、女性 44.3%)
- ・「自然災害が少ない」(全体 40.7%、男性 38.4%、女性 43.6%)

年代別に見ると、「自然環境がよい」は比較的若年層が挙げているのに対して、「長年住み慣れて愛着がある」はほぼ全年代が挙げており、「自然災害が少ない」は比較的高年齢層が挙げている傾向にあります。

厚沢部町の住みよい理由 (全体・性別)



※複数回答のため、合計は一致しない。

### (3) 厚沢部町が住みにくい理由

当町について「住みにくい」「あまり住みよいとはいえない」と回答した人にその理由をたずねたところ、以下のような結果となりました。

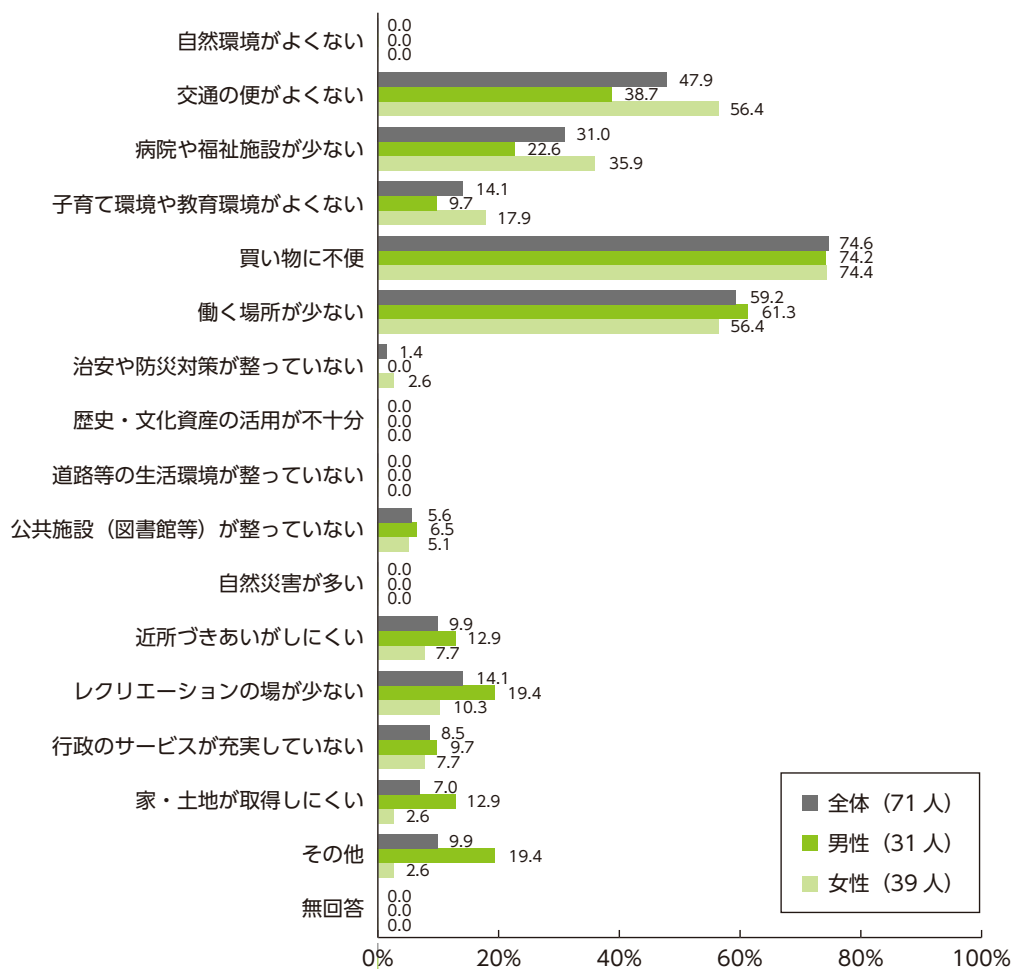
- ・「買い物に不便」(全体 74.6%、男性 74.2%、女性 74.4%)
- ・「働く場所が少ない」(全体 59.2%、男性 61.3%、女性 56.4%)
- ・「交通の便がよくない」(全体 47.9%、男性 38.7%、女性 56.4%)

別の質問で町外への引越し希望について自由記述をしたものから、住みにくい理由の具体例を拾うと次のようなものがあります。

「病院や施設が少なく不安(函館市、札幌市へ転居希望)」「交通の便がよいところに行きたい(道央へ転居希望)」「買い物、病院への交通不便(特に希望なし)」「子育て支援の選択肢(北斗市、七飯町へ転居希望)」となっております。

これらから、住みにくいと感ずる理由の多くが転居を考える理由にもなっていることが分かります。

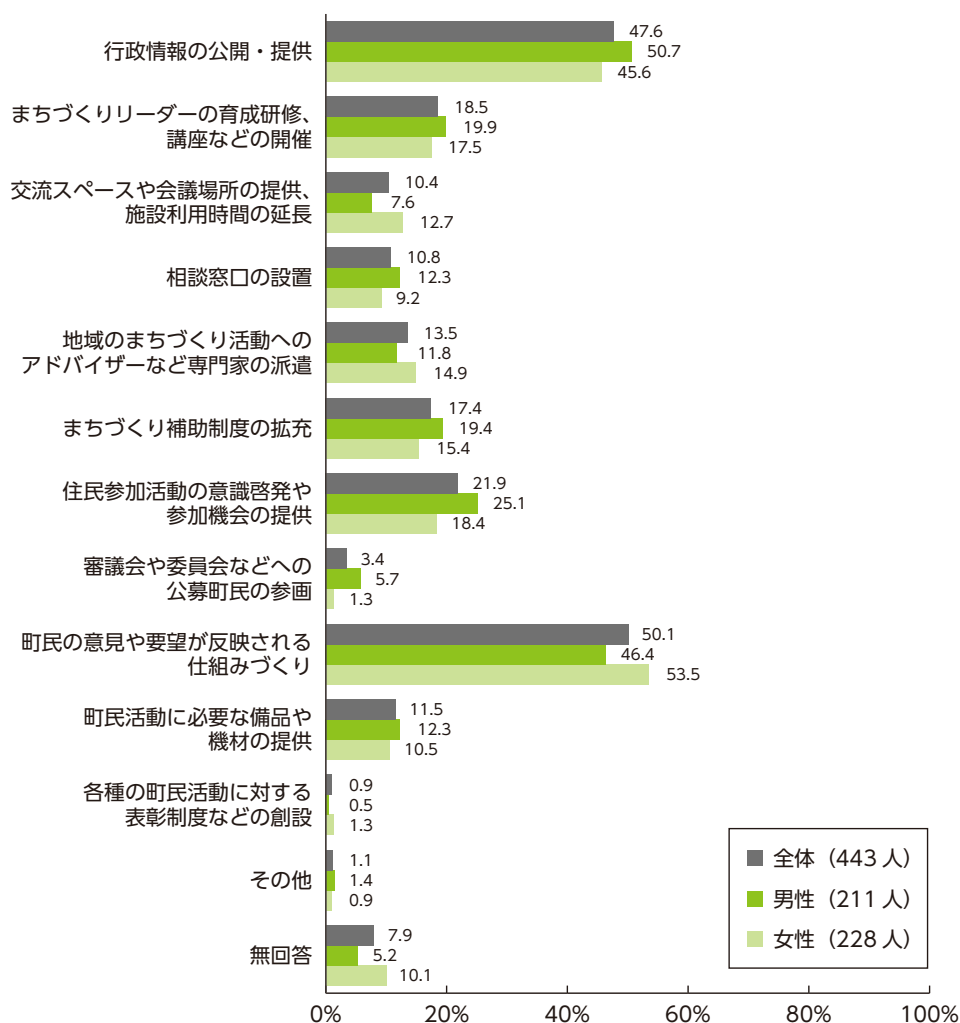
厚沢部町の住みにくい理由(全体・性別)



※複数回答のため、合計は一致しない。

#### (4) 町民と行政が協働する際、行政に求められる取り組みについて

町民と行政が協働する際、行政に求められる取り組みについては、「町民の意見や要望が反映される仕組みづくり」（全体 50.1%、男性 46.4%、女性 53.5%）、「行政情報の公開・提供」（全体 47.6%、男性 50.7%、女性 45.6%）、が多く、以下、住民参加活動の意識啓発や参加機会の提供（全体 21.9%）、まちづくりリーダーの育成研修、講座などの開催（全体 18.5%）などとなっています。

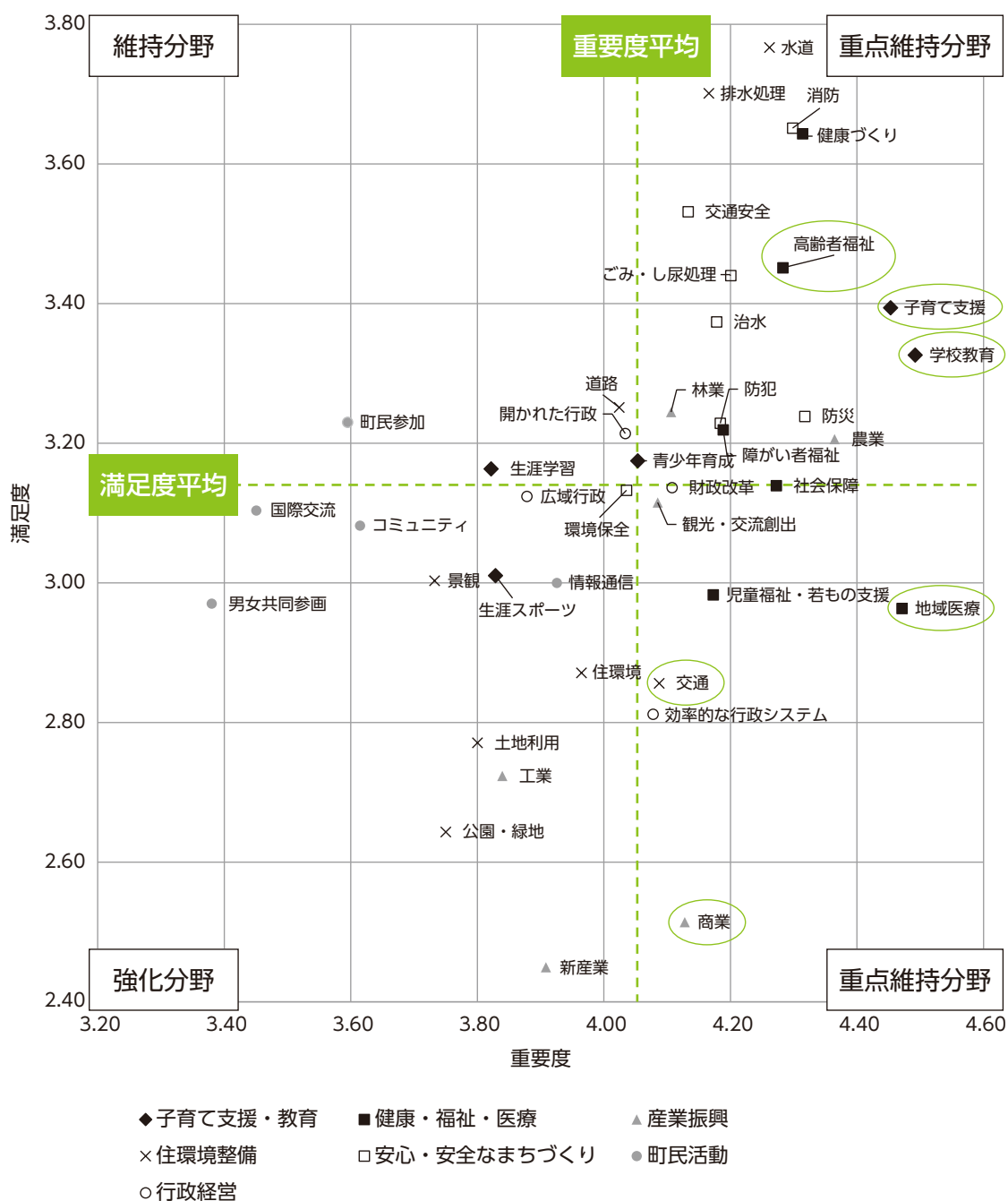


※複数回答のため、合計は一致しない。

## (5) 町政に対する評価（満足度）と今後の期待（重要度）

満足度、重要度ともに高い「重点維持分野」には、「子育て支援」「学校教育」「高齢者福祉」「消防」「健康づくり」などが挙げられています。

また、満足度が低く、重要度が高い「重点強化分野」には、「地域医療」「商業」「交通」などが挙げられています。重点強化分野は、住みにくいと感ずる理由との関連が見られます。



## 第3章 厚沢部町の主要課題

### 1 少子高齢化による人口減少への対応

今後益々進展していく少子高齢化社会の中、当町においてこれまでの傾向が続く場合、生産年齢人口（15歳～64歳）の割合が減少していき、その一方で高齢人口（65歳以上）の割合が増加すること、また、年少人口については、現在の割合に近い数値（10%程度）が続くことが予測されています。

こうした状況の中、当町がイキイキとしていくためには、こうした人口減少傾向に少しでも歯止めをかける対応が求められます。

特に、子どもを産み育てやすい環境をつくることは、これまで以上に出生数を向上させていくことにつながると考えられます。

また、高齢者においても、健康な状態を保ち「健康寿命」を延伸することで、社会経済への参加機会が増大し、ひいては当町が活気づくことにもつながるといえます。

このため、町をあげた「健康寿命」を延ばす取り組みが必要です。

さらには、高齢者の方が自家用車を利用しなくても通院や買い物をはじめ、その他の社会活動へのアクセスが容易にできる交通システムの充実化を図ることが必要です。

### 2 教育をより充実させ人的基盤を強める

「人」は育つことで、資源としての価値がより高まっていきます。

当町において、人づくりに力を注ぐ事は大変重要です。まず、明日の厚沢部を担う子ども達がよりよく育つよう、時代の要請に対応した、家庭、学校、地域が一体となった教育環境の充実が必要です。

また、子ども達が「厚沢部町に住み続けたい」「厚沢部町のために貢献したい」と思ってもらえるように郷土愛の醸成についてもしっかりと取り組むことが必要です。

現在は「生涯発達」という言葉が使われるように、どの世代においても学び・成長していくことができる、とされています。社会人として活躍している方が学び直したり、生きがいを持って生活したり、生涯学習や生涯スポーツ、文化・芸術活動の充実にも取り組んでいくことが必要です。さらには、誰もが活躍できる環境作りを行い、学んだこと、取り組んでいることを、町の発展につながるようデザインすることが強く求められます。

### 3 雇用や就業機会を確保し経済基盤を強固にする

町が発展していくためには、産業の育成が欠かせません。

当町の基幹産業である農業については、高品質・高付加価値の農産物生産・提供はもとより、こうした取組が最大限になされるようロボット技術や情報通信技術を生かしたスマート農業の可能性も視野に入れながら施策を講じる必要があります。

また、商業については、町民アンケートで「買い物に不便」という回答が多く出されており、重点強化分野にも位置づけられていることから、その機能向上が強く求められています。さらには、イノベーションを起こすことができるよう個々の事業体の強化はもとより、産業分野及び地域を越えた連携が活発になされるような産業の育成についてもしっかりと取り組む必要があります。

これらの取組により、当町における「稼ぐ力」の強化をはじめ雇用の場の確保や創出につながります。

### 4 社会移動による人口減少抑制

当町においては、転出人口が多く転入人口が少ない社会減の傾向が続いています。こうした傾向を転換し、社会増の傾向を目指すまちづくりが必要になります。

まず、現在町内に住んでいる方が「厚沢部町に住み続けたい」と思い続けることが大切です。町民アンケートの結果において約7割の回答者が概ね「住みよい町」と感じている結果が出されていますが、今後はより多くの町民の方が住みよい町として感じてもらえるような魅力づくりや発信が必要です。

当町においては、「自然環境が良い」「自然災害が少ない」という住みよい理由が多いことが町民アンケート結果から見受けられます。こうした魅力についてしっかりと目を向けつつ、自然環境の保全はもとより、自然災害リスクのさらなる低減など、さらなる磨きをかけ、発信することが求められます。

また、「仕事が見つからずに町を出ざるを得ない」という方をつくらないためにも、働く場の確保・創出が必要です。

また、地方への移住に関する国民の関心や希望が高い水準にあると考えられる現代において、「厚沢部町に住みたい」「厚沢部町に戻りたい」と思ってもらえるような魅力発信をすることも必要といえます。他地域に住む方が当町へ移住してくることが実現されれば、定住人口の減少を少しでも食い止めることにつながることはもとより、新たな価値観や発想が当町の発展に寄与することは十分に考えられます。

さらには、当町に住まずとも「関わりたい」と思ってもらえるような人、いわゆる「関係人口」をいかに増やしていくかということも定住人口の減少を克服する意味でも大変重要です。このためには地域以外とのヒト・モノ・カネ・情報の双方向の活発な流れである「対流」をダイナミックに湧き起こすことが求められます。

## 5 安心して暮らせる安全で快適な町をつくる

当町の特徴は、清流が流れ、緑豊かな森林に囲まれた自然環境、メークイン発祥の地を強みとする基幹産業である農業などが挙げられます。こうした要素が町の個性として輝くよう、従来の施策を継続強化するのみならず、ちょっと変わった光の当て方をすることも大切です。例えば、農業であれば、農業体験を通じた教育旅行の企画が挙げられます。これをなすためには、先に挙げたイノベーションや人づくりが深く関わってきます。

これら自然環境や農業といった特徴が輝き続けるためには、自然災害によるリスクのより一層の低減が求められます。

また、町民アンケートにおいて、重要度、満足度がともに高い生活関連分野（ごみ処理、排水処理、消防、防犯など）の水準を町民と協力しながら維持していく方策を検討する必要があります。

## 6 行財政改革をさらに推進し町民によるまちづくり活動への参画を促進する

地方財政は厳しい状況にあります。今後においては、税収減が見込まれるためさらに厳しくなることが予想されます。このため、これまで以上に効率的で効果的な行財政運営が求められています。

当町では、これまで事業の経費削減や合理化、定員管理の適正化、事務事業の見直しなどの諸施策を推進してきましたが、今後においても町民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえながら、行財政改革を推進していく必要があります。そして、これまで以上に広域的な連携を積極的に進めつつ地域間でまちの資源を補完し合う取組が求められます。

さらには、まちづくりにおける町民の参画・参加がより一層求められており、情報の公開や広報・広聴活動等を積極的に進めていく必要があります。



# 基本構想





# 第2編 基本構想

## 第1章 まちの将来像

### 1 将来像

当町は、穏やかな気候と自然豊かな山河に囲まれた、恵み豊かな地域です。

この恵まれた地域を守り、さらに発展させ、次世代に引き継いでいくことが大切です。

そのためには、町の魅力を高め、広く発信し、「町に住みたい」「町を訪れたい」「町と関わりたい」と思う人を増やしていくことが必要になります。

そのために、町の魅力を一言で表す「素敵な過疎のまち」というコンセプトを中心にしたまちづくりを進めるため、「素敵な過疎のまちづくり基本条例」を制定し、過疎の良さをアピールし、過疎だからこそ輝く魅力を持った町にしていくことを目指しています。

「素敵な過疎のまちづくり基本条例」では、過疎のまちのメリットとして次のようなことが挙げられています。

- (1) 歴史、文化、自然環境、農村景観などの価値が認識され、守られている。
- (2) 経済効率性だけを求めるのではなく、ゆとりを持った暮らしができる。
- (3) 人間関係の温かさやコミュニティの豊かさがある。

当町では、こうした過疎の良さを積極的に発信するとともに、町民もまちづくりに積極的に取り組むことで、自ら「住みよい町」を実現し、さらに「いつまでも住み続けたい町」になるように努力を続けています。

本計画においても、条例の理念を踏襲し、さらに発展させることを目指し、計画のテーマを『好きな』まちに『て』を加え『素敵な』まちに～町民が主役となって進める素敵な過疎のまちづくり～』として策定します。

この意味は、町民皆が主役となってまちづくりに参画し、行政や関係機関とともに、今よりも発展・魅力的な厚沢部町とするために考動することを「手を加える」と表現し、併せて、「好きな（すきな）まち」に「手（て）を加える」ことで、「素敵な（すてきな）まち」にしていこうと思いが込められています。

**『好きな』まちに『て』を加え素敵なまちに  
～町民が主役となって進める素敵な過疎のまちづくり～**

## 2 まちづくりの基本方針

まちづくりにおいて「協働」という言葉が用いられることが多くなっていますが、地域主権の自治が本格化する中で、町民と行政が相互の理解と信頼のもとに目的を共有し、積極的に連携、協力することによって、地域課題の解決にあたることが重要となっています。

そのために3点の基本方針を掲げます。

### 『まちづくりを推進する3つの基本方針』

- (1) 当町に住む人同士の学びと交流の促進
- (2) 当町と他地域や世界との交流と経済の発展
- (3) 将来の町を築くための人の成長と環境の保護

上記に掲げる3つの方針に従い、これらの結集により、町民と行政が一体となってまちづくりを推進していくこととします。

### (1) 当町に住む人同士の学びと交流の促進

まちづくりのおもとは住んでいる人が幸せを感じられることにあります。

人は気心の知れた他者と交流をすることで幸福と安心を感じることができることから、まず、当町に住む人同士が、互いに交流し、さらに地域を知ることを目指します。多くの先人たちが切り拓き守ってきた地域を知り、学ぶことで、地域の潜在力を引き出し、地域への愛着や誇りを醸成します。そのために、地域学の取組の充実や小中学校における身近な地域についての学習の充実、町民の生涯学習力の向上を図ります。

### (2) 当町と他地域や世界との交流と経済の循環

新型コロナウイルス感染症の蔓延とその対策による世界的な経済の混乱の中で、当町経済も大きく影響を受けています。しかし、コロナ後にいち早く立て直し、新たな成長軌道を目指すためには、足腰の強い、変化に対応できる経済の基盤を強化する必要があります。

当町の強みを最大限に活かし、町民の創意工夫を活用し、当町の魅力を世界に発信して、世界から人を呼び、また世界に向けて町の存在をアピールすることで、経済の大きな循環をつくっていく必要があります。

### (3) 将来の町を築くための人の成長と環境の保護

わが国は人口減少期に入っています。その中で、町民の安心、安全な暮らしを維持し、将来の町を築く人と環境を維持していくことはますます難しくなっています。

たゆまぬ行財政改革の取組と、地域の支えあいや相互支援の在り方を見直し、町民がより安心して暮らせる持続可能で輝き続けるまちづくりを目指します。

また、そのために町民同士、行政と町民の「協働」によるまちづくりを推進し、「みえる、わかる、わかり合える地方自治」を推進します。



## 第2章 将来人口

### 1 将来人口

令和2年3月に策定された「第2期厚沢部まち・ひと・しごと創生総合戦略 第1章 厚沢部町人口ビジョン」において、当町の人口は2025年に3,024人、2035年に2,464人、2045年1,815人と減少傾向が続くことが推計されました。

また、2045年には65歳以上の高齢者の割合が51.5%と過半数を超えることが推計されました。

この推計は、人口の増減について「自然増減」「社会増減」の2つの面から傾向を考え推計しており、自然増減については合計特殊出生率、社会増減については転入転出の状況が大きく影響を与えます。

#### <区分別人口の推計>

|          | 2025年  | 2035年  | 2045年  |
|----------|--------|--------|--------|
| 総人口      | 3,024人 | 2,464人 | 1,815人 |
| 65歳以上人口  | 1,415人 | 1,155人 | 936人   |
| 15～64歳人口 | 1,444人 | 1,063人 | 699人   |
| 0～14歳人口  | 345人   | 246人   | 180人   |

出典 第2期厚沢部町まち・ひと・しごと創生総合戦略

#### <区分別人口割合の推計>

|          | 2025年 | 2035年 | 2045年 |
|----------|-------|-------|-------|
| 65歳以上人口  | 44.1% | 46.9% | 51.5% |
| 15～64歳人口 | 45.1% | 43.1% | 38.6% |
| 0～14歳人口  | 10.8% | 10.0% | 9.9%  |

出典 第2期厚沢部町まち・ひと・しごと創生総合戦略

そこで、人口ビジョンにおいて、将来人口の目標値として以下の条件のもと、2045年に2,700人を目指すことと策定しました。

#### <条件>

##### 1. 合計特殊出生率

2025年に2.0、2030年に2.1とする。

##### 2. 転入転出の状況

生産年齢人口の転入を促進、かつ、転出を抑制し、現在（人口ビジョン策定時）の生産年齢人口2,053人を維持する。

## 第3章 まちづくりの方向性

### 1 少子高齢化社会のもと、イキイキとした町の実現

少子高齢化社会はわが国においても当町においても避けることのできない現実となっています。幸いなことに当町の基幹産業である農業においては、生産年齢とされる65歳以上であっても就業できるため、可能な限り、健康寿命を伸ばし、イキイキと仕事もできる環境を整備していくことが求められます。町民の健康は高齢者だけが対象であってはならず、全ての町民が安心して暮らせるよう地域医療・福祉の充実が求められます。特に、子どもを産み育てやすい環境をつくることは、これまで以上に出生数を向上させていくことにつながることを考えられます。働き盛りの年齢の人においても、健康な状態を保ち、将来高齢者になってもイキイキと暮らすことができるよう健康基盤を強固にすることに取り組みます。

さらには、高齢者の方や障がいを持つ方が安心して暮らせる介護福祉の充実や自家用車を利用しなくても通院や買い物をはじめ、その他社会活動へのアクセスが容易にできる交通システムや支援活動の充実を図ります。

### 2 まちの貴重な資源である「人」づくりの充実

まちづくりの基礎に人づくりがあります。

まず、明日の厚沢部を担う子ども達、青少年がよりよく育つよう、時代の要請に対応した、家庭、学校、地域が一体となった学校教育環境と青少年の育成環境を充実させます。

また、どの世代においても、学び、成長し、生きがいをもって生活していくことができるよう、生涯学習や生涯スポーツ、文化・芸術活動の充実、国際交流にも取り組んでいきます。

### 3 足腰が強く、イノベーションが起こせる産業の育成

当町の基幹産業である農業については、従来の高品質・高付加価値の農産物生産・提供をさらに推し進めるとともに、6次産業化やロボット技術、情報通信技術を生かしたスマート農業等へも積極的に投資を行い、さらに付加価値を高めていきます。

また、商業については、町民アンケートで「買い物に不便」という回答が多く出されており、道の駅の整備などその機能向上が強く求められています。

さらには、若い人の感性や特性を活かして、新しい取り組み、起業を促進し、当町における「稼ぐ力」を強化し、力強い経済循環と雇用の場の確保・創出を目指します。

## 4 「住みたい」「戻りたい」「関わりたい」と 思えるような魅力の構築・発信

町民アンケートの結果において約7割の回答者が概ね「住みよい町」と感じている結果が出されています。今後は、さらに多くの町民が「住みよい」と感じてもらえる町にしていく努力を続けることが大切です。当町には、高等学校がないという地域特性上、若年層が流出することは避けられませんが、将来町に戻ってきたいと思えるような努力をすることも求められます。そのためには、町内で仕事を生み出すことも大切ですが、現在は通信環境が整備されれば、在宅で仕事ができる環境にある人も増えています。こうしたリモートワークによって生まれる「田舎暮らし」のニーズに対応するため、住居の整備や空き家の管理による定住支援も検討します。

さらに、令和元年12月に策定された『第2期ひと・まち・しごと創生総合戦略』において、「関係人口」という考え方が紹介されています。定住人口や交流人口（観光などで当町を訪れる人）に加え、定住はしていないものの定期的に当町に関わりを持ってくれるという人を「関係人口」と呼びます。この関係人口を増やし地域の活性化を図ります。

## 5 町民が安心して安全に暮らし続ける町の実現

持続可能なまちづくりの根幹は、日常の生活基盤の安定にあります。

その意味で生活インフラの水準を維持、向上させることが持続可能なまちづくりを進めます。

さらに、当町の強み、個性を活かした輝く町とするため、自然環境を保全し、町民のアイデアを活用していきます。

また、自然環境や農業といった特徴が輝き続けるために、豪雨豪雪災害、地震災害などによるリスクのより一層の低減に取り組みます。

## 6 行財政改革のさらなる推進と 町民のまちづくりへの参画・参加促進

限られた財源、資源の中で、これまで以上に効率的で効果的な行財政運営を行い、住民サービスの質を維持、向上することに取り組みます。

「厚沢部町行財政改革大綱」などにに基づき、行財政改革を継続的に推進し、住民の期待に応えられる行財政運営を行います。

また、地域の人口減少を踏まえ、交通、医療、衛生、防災などこれまで以上に広域的な連携を積極的に進めつつ地域間で資源を補完し合い取り組みます。

さらには、まちづくりにおける町民の参画・参加を促し、情報の公開や広報・広聴活動等を積極的に進めていきます。

# 施策の体系

【将来像】

【まちづくりの方向性】

【基本計画】

『好き』なまちに『て』を加え『素敵な』まちに  
 ～町民が主役となって進める素敵な過疎のまちづくり～

少子高齢化社会のもと  
イキイキとした  
町の実現

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 高齢者福祉の充実
- (4) 障がい者福祉の充実
- (5) 健康づくりの推進
- (6) 地域医療の充実

町の貴重な資源である  
人づくりの充実

- (1) 学校教育の充実
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 豊かな学習環境づくり
- (4) スポーツ振興
- (5) 歴史と自然を活かしたまちづくり
- (6) 生涯学習の推進

足腰が強く  
イノベーションが  
起こせる産業の育成

- (1) 農業の振興
- (2) 林業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 観光の振興
- (5) 起業の支援
- (6) 異業種交流・連携の推進

「住みたい」「戻りたい」  
「関わりたい」と  
思えるような魅力の  
構築・発信

- (1) 適正な土地利用の推進
- (2) 快適な住環境の整備
- (3) 道路・交通網の充実
- (4) 上・下水道の整備
- (5) 情報通信体制の充実
- (6) 移住・交流の推進

町民が安心して安全に  
暮らし続ける町の実現

- (1) 防災体制の充実
- (2) 交通安全対策の充実
- (3) 防犯体制の充実
- (4) 消防・救急体制の充実
- (5) 治山・治水対策の推進
- (6) 環境保全の推進
- (7) ごみ・し尿処理体制の充実

行財政改革の  
さらなる推進と町民の  
まちづくりへの  
参画・参加促進

- (1) 効率的で健全な行財政運営
- (2) 開かれた行政
- (3) 住民参画の推進
- (4) コミュニティの活性化
- (5) 男女共同参画社会の形成
- (6) 広域連携の推進

# 厚沢部町強靱化計画との関係

## 1 強靱化計画策定の経緯と基本的な考え方

平成 30 年に、当町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「厚沢部町強靱化計画」を策定しました。

策定の背景は、当町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、町の強靱化を図ること、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、当町の持続的な成長を実現することにあります。

強靱化計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定され、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。このため、当町の第 5 次厚沢部町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進することとされています。

また、当町強靱化の目標として以下の 4 点を掲げています。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

また、令和 3 年 3 月には厚沢部町強靱化計画の改訂版を策定いたしました。改訂版では、近年の大規模災害の頻発を受け、従来の強靱化計画を見直し、さらに安心・安全で持続可能な町を実現することを目指した施策を検討しています。

## 2 強靱化計画と本計画の関係

前述の通り、強靱化計画は強靱化に関するさまざまな施策について推進するための計画であり、本計画で検討される施策分野とも多くの点で重なっています。

そこで、両計画の整合・調和を図るため、強靱化計画において策定され、現在執行されている施策についても本計画中に取り込むこととする。その場合、強靱化計画策定時と状況が変化し、施策内容を修正する必要がある場合は、本計画の策定と同時に強靱化計画についても修正を行うものとします。

また、強靱化計画と重なる施策については施策の説明のなかで強靱化計画と重なっていることを明記します。

## SDGs（持続可能な目標）との関連

SDGsは2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

目標は全部で17のカテゴリー、169個あります。

当町においても、SDGsの精神に共鳴し、具体的な施策の推進を図ります。

本計画において、SDGsに関わる施策について、以下にまとめます。

|   |   |
|---|---|
|  <p>1 貧困をなくそう</p>        | <p><b>1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</b></p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。すべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められます。</p>  |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>   | <p>地域福祉の推進（P.37）</p>  |
|  <p>2 飢餓をゼロに</p>        | <p><b>2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b></p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で農業を含む食料生産活動を推進し安全な食料確保に貢献することもできます。</p> |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>   | <p>農業の振興（P.60）</p>  |
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | <p><b>3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</b></p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>                   |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>   | <p>高齢者福祉の充実（P.42）、障がい者福祉の充実（P.45）</p>   |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  | <p><b>4 すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</b></p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>             |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>   | <p>学校教育の充実（P.50）、生涯学習の推進（P.59）</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p>        | <p><b>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子のエンパワメント（能力強化）を行う</b></p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の役割を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>             |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>   | <p>男女共同参画社会の形成（P.96）</p>   |
| <p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p>        | <p><b>6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</b></p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>                                 |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>   | <p>上・下水道の整備（P.74）</p>  |
| <p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  | <p><b>7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する</b></p> <p>公共建築物に対して率先して省／再エネを推進したり、住民が省／再エネ対策を推進したりする際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>           |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>   | <p>環境保全の推進（P.88）</p>   |
| <p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p>         | <p><b>8 包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</b></p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p> |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>   | <p>商工業の振興（P.64）、観光の振興（P.66）</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>   | <p><b>9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの拡大を図る</b></p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p> |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>  | <p>情報通信体制の充実（P.75）、起業の支援（P.67）</p>   |
| <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>     | <p><b>10 各国内及び各国間の不平等を是正する</b></p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>  |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>  | <p>開かれた行政（P.93）</p>  |
| <p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>  | <p><b>11 包括的で強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</b></p> <p>包括的で、安全な強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>             |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>  | <p>防災体制の充実（P.79）、快適な住環境の整備（P.70）</p>   |
| <p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p>    | <p><b>12 持続可能な生産消費形態を確保する</b></p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>              |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>  | <p>ごみ・し尿処理体制の充実（P.90）</p>  |
| <p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p>   | <p><b>13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</b></p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、すでに多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>                         |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>  | <p>環境保全の推進（P.88）</p>   |

|   |   |
|---|---|
|    | <p><b>14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、保存可能に利用する</b></p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>   |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>   | <p>治山・治水対策の推進（P.87）</p>   |
|    | <p><b>15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</b></p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p> |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>   | <p>林業の振興（P.63）</p>  |
|  | <p><b>16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る</b></p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>                  |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>   | <p>効率的で健全な行財政運営（P.91）</p>   |
|  | <p><b>17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</b></p> <p>自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなど多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>                                |
| <p>対応する施策（ページ数）</p>   | <p>住民参画の推進（P.94）</p>  |

# 基本計画





# 第3編 基本計画

## 第1章 少子高齢化のもとイキイキとした町の実現

### 1 地域福祉の推進

#### (1) 現況と課題

当町では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員・町内会など多様な主体により、各種福祉サービスの提供やボランティア活動など、さまざまな活動が行われています。

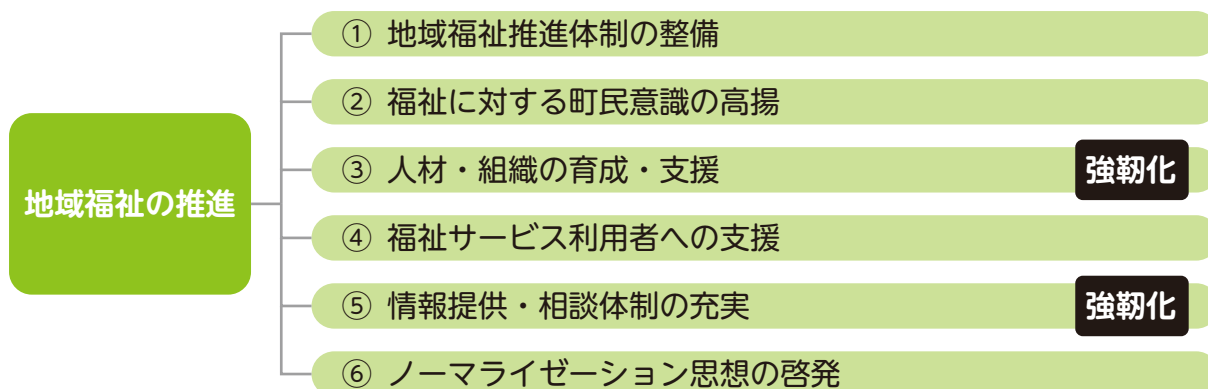
今後も、町民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を高めるとともに、社会福祉協議会、町民団体、ボランティアなどと連携し、地域全体で要支援者を支えていくことが求められます。

さらに、本計画策定に際し、地域福祉計画を包含したものとして設定し、両計画の整合を図り、地域福祉をより向上させていくことに努めます。



社会福祉協議会と中学生による除雪ボランティア

## (2) 施策の体系



## (3) 主要施策

### ① 地域福祉推進体制の整備

地域住民、事業者、行政の役割を明確にし、連携しながら、地域の中でお互いに支え合い助け合う体制づくりを推進します。

### ② 福祉に対する町民意識の高揚

福祉についての町民意識の高揚を図るため、広報やイベントなどを通じた啓発活動を推進します。また、子どもたちの思いやりの心を育むため、学校における福祉教育の充実に努めます。

### ③ 人材・組織の育成・支援

地域福祉を推進するための中核的な担い手である社会福祉協議会の機能充実に努めるとともに、福祉ボランティアや専門的な人材などの育成を図るため、町内事業所と連携し多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上にむけた研修会や養成講座の開催と活動の場づくりに努めます。

### ④ 福祉サービス利用者への支援

関係機関などと連携しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及に努め、福祉サービスなどを利用する上で、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的及び精神に障がいがある人などの福祉サービスの利用を支援します。

### ⑤ 情報提供・相談体制の充実

保健・福祉サービスの情報提供の充実に努めるとともに、地域の多様な生活課題にきめ細やかに対応するため、地域における相談体制の充実に努めます。

### ⑥ ノーマライゼーション思想の啓発

高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての町民が不自由なく住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、広報・啓発活動等を通じて、町民へのノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、町民の福祉活動への参加促進に努めます。

## 2 子育て支援の充実

### (1) 現況と課題

今後もすべての子どもたちが心身ともに健やかに生まれ、育つことのできる環境を整えるため、さまざまな子育て支援施策の充実や保護者に対する子どもを育てる力の育成支援を推進していく必要があります。

当町では、町内の3保育所を統合した「幼保連携型認定こども園はぜる」が平成31年度より開設されたことに伴い、総合的な子育て支援の提供が可能となりました。

認定こども園の整備により、一時預かりや病後児保育、発達支援などの子育て支援の一体的な提供が可能となったほか、子どもたちが過ごす施設の充実も図られました。令和元年10月から、幼児教育・保育が無償化されたほか、町独自の負担軽減措置により保護者の経済的負担が軽減されています。

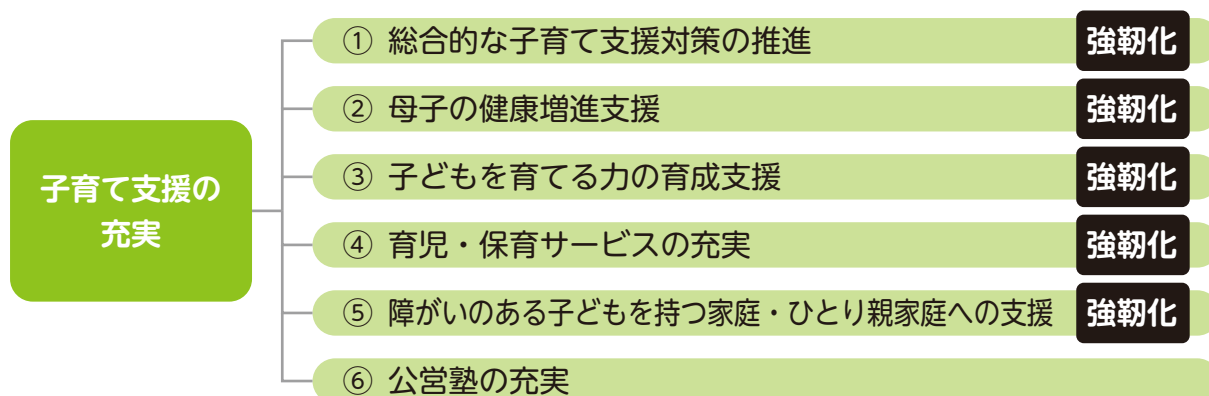
また、特別な支援が必要な子どもについて、第2期厚沢部町障害児福祉計画を策定し、関係機関との連携により早期療育（専門支援）へつなげ、市町村事業での発達支援センターの開設などの取組を実施し、子育て支援の充実に努めてきました。

新設された発達支援センター事業により、専門機関と連携した発達支援を実施し、町内で療育を受けることができ、受給者証等も必要ないことから保護者の負担減につながっています。

今後の課題として、少子化や保護者世代の価値観の多様化に伴い、単なる「保育」ではなく、子どもの個性を尊重した教育・保育が求められているため、資質の向上を図るとともに、認定こども園を利用する保護者の様々なニーズに対応するため、保育教諭等の人材確保も重要となります。発達支援センター事業の実施においては、専門職員を確保しつつ、専門機関との連携を強化していくことが挙げられます。

また、当町では「厚沢部町で十分な学びを提供し、志をもって進学していく生徒を送り出したい」との思いから、公営塾を開設し、中学生、高校生の学力向上のみだけでなく、人間力向上も目指した活動を推進しています。

## (2) 施策の体系



## (3) 主要施策

### ① 総合的な子育て支援対策の推進

「第2期厚沢部町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、保育、母子保健、教育、防犯等、様々な視点から施策の推進を図り、安心して子育てができる環境の整備充実を推進します。

### ② 母子の健康増進支援

母子の健康を確保するため、妊婦健診および交通費の補助や“妊婦エントリーネット119”の登録を推進するとともに、乳幼児に対しては、乳幼児相談や健診事業の充実をはじめ歯科健診、歯科指導、う歯予防の充実に努めます。また、予防接種事業において、適正な時期に接種するための指導の強化と、安心・安全に接種が受けられるよう、医療機関との連携強化を図ります。

### ③ 子どもを育てる力の育成支援

保護者の育児不安を解消するため、家庭訪問等において育児環境の確認を行うほか、育児に関する悩みや孤立感などを抱えていないかを把握するように努め、子育て支援センター等でサポートしながら、育児に自信が持てるよう支援します。また、乳幼児相談では、親子同士の交流を図りながら、離乳食づくりや育児情報の提供の充実にも努めます。

### ④ 育児・保育サービスの充実

保護者の就労など、多様なニーズに即した保育サービスを提供するため、児童数に応じた保育教諭等の人材確保に努めます。また、児童対策の充実や子育てに関する相談・情報提供の充実を推進するとともに、父子で参加型のイベントや母親の自主性を活かした育児サークル活動の支援に努めていきます。

### ⑤ 障がいのある子どもを持つ家庭・ひとり親家庭への支援

障がいのある子どもを持つ家庭やひとり親家庭の支援を図るため、相談支援や経済的支援、自立支援などの援助体制の充実を図ります。また、発達障害やグレーゾーンの子どもに対する支援は必要に応じ支援員を増員するなどの支援を行っていましたが、他の子どもたちとのコミュニケーション能力などを向上させるには更なる支援が必要となるため、支

援員が発達障がいの基礎知識を習得するなど、資質能力向上にも取り組みます。

## ⑥ 公営塾の充実

都市部との学習環境の格差を解消し家庭学習の補完を目的として中学生を対象に始めた公営塾は、令和3年度から高校3年生まで対象を広げ指導しています。今後、対象者をさらに広げるとともに、学習サポートだけではなく、将来地域を担う人材として活躍できるさまざまな力をかん養することを目指した学習内容の充実を図ります。



「認定こども園はげる」



親子参加型イベント

### 3 高齢者福祉の充実

#### (1) 現況と課題

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、適切な介護サービスの提供や介護予防の推進など、地域全体で高齢者を支える体制づくりが求められます。

当町では、介護保険事業の利用につながる85歳以上高齢者は2040年まで現状の人数(300人前後)で推移するとみられます。当町は施設サービスの利用率が高く、このことが一人当たりの介護給付費を押し上げる要因となっていますが、介護人材不足や広い町域に高齢者が散在することから、施設による集約的な介護サービスの供給は今後も必要です。

認定者数については、要支援はじめ低介護度の割合は低いですが、要介護3以上の比率は全道でも高い水準にあります。訪問介護をはじめとした在宅系サービスが介護人材不足で十分な供給となっていないことから、低介護度のサービス利用が抑制されるものと考えられます。

こうした中、現状の取組では、介護予防の促進や高齢者の社会参加の促進、訪問診療、施設入所者等への定期的回診、医療介護連携会議、地域ケア会議、地域ケアシステム検討協議会等を通じた保健、医療、福祉ネットワーク体制の強化(定期的会議への病院職員出席)の充実などに力を入れてきました。

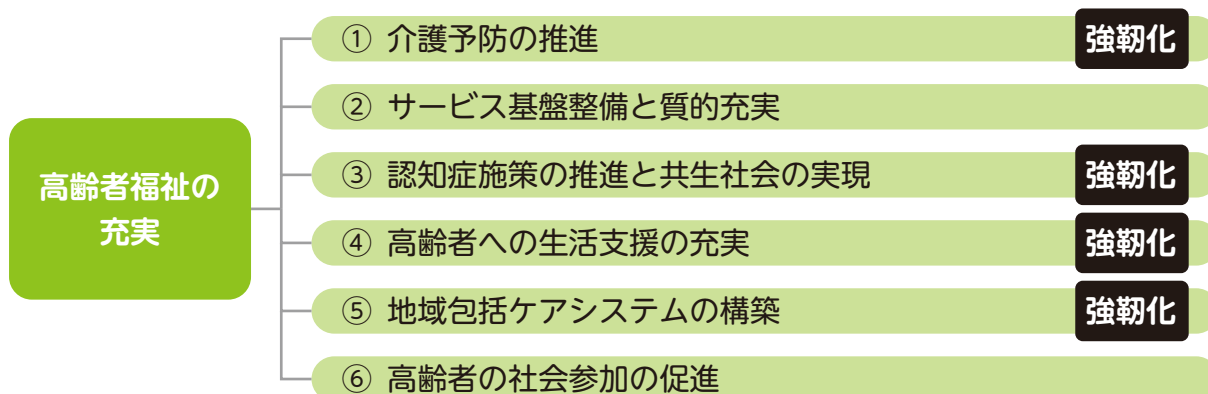
また、平成29年度に立ち上げた「厚沢部町支えあい推進協議体」で、地域での集まりの場(サロン)の活動が行われるようになってきました。

今後の課題として、介護人材不足と高い施設依存度を改善し、高齢者が在宅でできるだけ長く自立した生活を続けることが必要です。特に認知症は在宅生活の継続を困難にする最大の要因であることから、他者とのふれあいの機会の創出や安否確認、生活状況確認が必要となります。介護人材不足は今後も進展すると考えられることから、ICTを活用した見守り体制や、介護職員の処遇改善のための施策が必要となります。

住み慣れた地域で、健康で暮らすための手段として地域での交流や支えあいの機会の創出が必要です。町内会や老人クラブ等の既存団体の取組を活用し、高齢者が地域で暮らし続ける体制を地域住民とともに構築することが必要となります。

さらに、南檜山圏域全体を見据えた「在宅医療と介護の連携による地域包括ケア機能の強化」や現行の病院無料送迎バス運行体制の見直し(利用者のニーズに柔軟に対応できる交通手段の確保)も求められています。

## (2) 施策の体系



## (3) 主要施策

### ① 介護予防の推進

要介護状態とならずに健康を維持していくため、健康相談や健康診断、健康教育等を通じて自ら取り組む健康づくりを支援し、介護予防を推進するとともに、介護予防の取組を住民主体の取組として進める体制づくりに努め、社会参加の一環としての介護予防事業の推進を図り、不参加者の把握やアウトリーチ<sup>※2</sup>に努めます。

住民主体の取組を基本としつつ、引き続き多様な専門職の関与や連携を推進します。

### ② サービス基盤整備と質的充実

要介護者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町の独自事業や介護保険事業を組み合わせ、在宅での生活の質を確保する各種サービスの充実を図ります。

労働人口の減少による介護サービス担い手不足が予想されます。ICTを活用した効率的な介護サービス提供体制や介護職員の処遇改善を進め、介護サービスの提供体制の維持に努めます。

### ③ 認知症施策の推進と共生社会の実現

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による孤立解消や役割保持により認知症の発症を遅らせる可能性が示唆されていることを踏まえた取組を進めます。

また、生活習慣病予防の強化や特定健診等による早期発見に努めるとともに高齢者が身近で通える居場所の拡充や安否確認を目的としたふれあい訪問等の機会や、介護予防事業の充実を図ります。重度の認知症高齢者に対しては、グループホームや介護保険サービスの充実を図るとともに家族の支援体制を強化します。さらに、地域で認知症高齢者を支える仕組みを構築するため認知症の学習機会を充実させるとともに、認知症高齢者及び家族

※2 アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス

を見守り支える地域づくりを推進し、認知症高齢者が社会の一員として活動するための場の構築に努めます。

#### ④ 高齢者への生活支援の充実

高齢者が安心して生活できるよう、移送サービスや給食サービス、緊急通報システム設置などの生活支援サービスの充実に努めます。

#### ⑤ 地域包括ケアシステムの構築

保健福祉行政や介護支援専門員、国保病院医師・看護スタッフ、民生委員、保健推進員等、地域の多種多様な人・関係機関の連携の下、地域で暮らす要支援者一人ひとりのニーズに沿って、福祉サービスが包括的かつ継続的に提供される地域ケアシステムの構築を推進します。また、町内会や地域の団体組織等と連携・協働し、地域での声かけや安否確認、虐待防止等のための見守りができる体制づくりとそのネットワーク形成を図ります。

#### ⑥ 高齢者の社会参加の促進

地域における高齢者の生きがい創出や健康づくりをより推進するため、老人クラブ活動の活性化を図るとともに、生涯学習や生涯スポーツを推進します。また、自らの経験と知識を社会に活かすことができるよう、高齢者事業団や町内会活動、職場などでその能力を発揮できる体制づくりを一層促進します。

住み慣れた地域で長く暮らし続けるため、住民が互いに助け合う仕組みづくりを進めます。このため、高齢者がいきいきと暮らすための地域の活動の場として、町内各地域において「ふれあいサロン」の取組を促進するとともに、社会の一員として活躍できるよう体制整備を進めます。

## 4 障がい者福祉の充実

### (1) 現況と課題

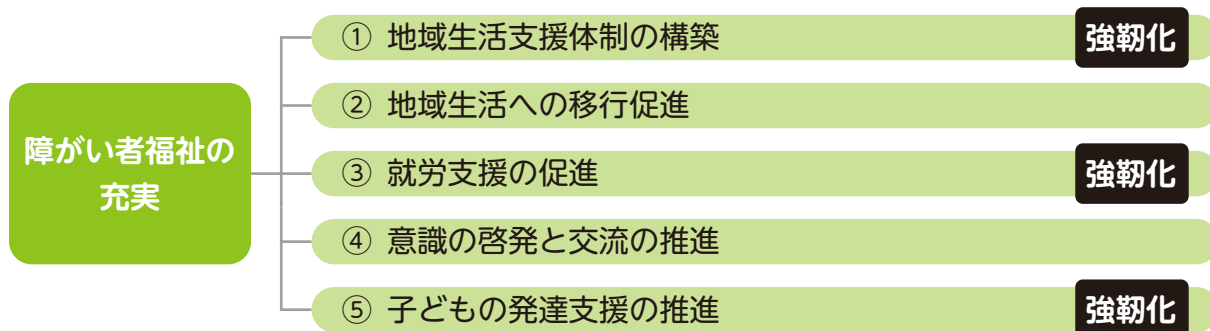
障がいのある人とない人が共に生活し、活動できるノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりが求められています。

障がいのある人が、サービスの選択を自ら行えるように、情報提供や相談支援、適切なサービス提供などについて一層の充実を図る必要があります。

また、障がいのある人の地域生活への移行を推進するために、居宅サービスの充実はもとより、相談支援体制の強化や受け皿としての住居整備が必要となっています。

当町では、障がい者等の相談支援体制の充実を図るため、広域（檜山南部）相談支援事業所の整備に向け取り組んでいるところです。また、障がい関係の専門支援機関との連携や、認定こども園内に発達支援センターを開設（併設）し、早期療育や苦手なことにおける軽度な困り感からの療育を始めることができる体制を整備しています。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 地域生活支援体制の構築

障がいのある人やその家族が、障がいの程度、生活環境に応じて必要なサービスを受けられるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実に努めます。また、公営住宅のバリアフリー化をはじめ、障がいの程度に応じて住宅改修を行うとともに、住み慣れた地域で暮らしていくために支援する仕組みの整備を推進します。

#### ② 地域生活への移行促進

本人の意向を尊重して、施設や病院などから地域生活へ速やかに移行できるよう、グループホームやケアホームなどの関係施設と連携を図り、計画的な移行支援の取組を推進します。

#### ③ 就労支援の促進

一人ひとりの意欲や能力、適性に応じて働くことができるよう、福祉施設における就労移行の支援を促進します。また、町民や企業等に対し、障がい者雇用の啓発に努めるとともに、就労促進を図るための相談体制や斡旋活動を充実させ、他分野における雇用を促進します。

#### ④ 意識の啓発と交流の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、ノーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、地域での交流の場づくりや機会の拡充を図り、障がいのある人に対する正しい認識や理解を深めていく取組を推進します。

#### ⑤ 子どもの発達支援の推進

子どもの発達の遅れなどに対する必要な療育や適切な支援を行うため、子ども発達支援センターでの療育事業のほか、母子保健及び子育て支援等の関係機関と連携を図り、乳幼児期からの支援の充実に努めます。

## 5 健康づくりの推進

### (1) 現況と課題

人生100年時代を迎え、健やかで活動的に暮らすことのできる地域づくりが必要となっています。当町では、保健福祉センターを核として、各種健康診査や健康教室、健康相談などを通じて、町民の健康増進に取り組んでいます。

さらに、町民一人ひとりが健康の重要性を認識し、各種検診を積極的に受診することはもとより、町民が身近なところで楽しく運動できる環境づくりや食生活の指導を充実していくことが重要です。

当町では、成人保健事業において、生活習慣病の早期発見のため、周知方法を工夫し、早朝・休日検診を実施するなど受診しやすい体制を整えています。また、ヘリカルCT検査やピロリ菌検査、骨粗しょう症健診などをオプションで受けられるよう検査内容の充実を図るとともに、健診結果説明会では個別に保健指導を行い、生活習慣病の予防や重症化予防に努めます。また、食生活改善協議会の活動支援も継続しています。

母子保健事業では、妊娠期から面談や電話などで体調や心配事などを相談できる体制を整えており、出産後も訪問や母子事業・子育て支援事業を通して孤立しない子育てを支援しています。また予防接種は適切な時期に接種ができるよう個別接種とし、定期的に受診勧奨を行うとともに、こども園など関係機関とは情報共有し、母子支援につなげています。その他、妊産婦健診費用と交通費助成、予防接種費用の助成を実施しています。

心の健康づくり推進では、厚沢部町自殺対策予防計画を策定し、関係機関と連携を図りながら、訪問や教室参加を促し、相談体制や生きがいづくり事業の充実を図り、支援を行いました。

一方、今後の課題として、各種検診の未受診者対策や潜在している引きこもり支援を充実させることが必要となります。

また、SARS<sup>※3</sup>、MERS<sup>※4</sup>、新型コロナウイルス感染症など、新しい感染症や疫病に迅速に対応し、町民の健康な暮らしと安心を守るための体制づくりも必要となります。

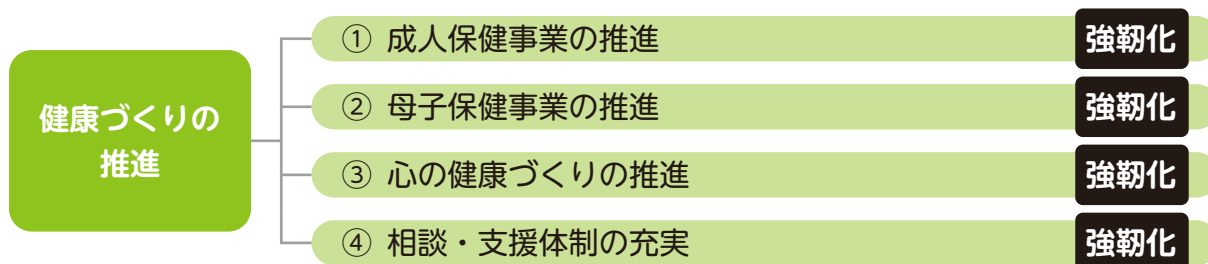
※3 SARS

重症急性呼吸器症候群と呼ばれ、高熱やたん、息切れ、呼吸困難などの症状が特徴

※4 MERS

中東呼吸器症候群と呼ばれ、発熱や咳、息切れのほか、下痢などの消化器に係る症状が特徴

## (2) 施策の体系



## (3) 主要施策

### ① 成人保健事業の推進

生活習慣病予防に向け、各種検診の受診促進を図るとともに健康教室や健康相談等において個人の状況に応じた支援に努めます。また、町民が主体性を持って、食生活の改善や運動・身体活動の習慣化等に取り組めるよう、食生活改善協議会の活動支援や情報提供並びに広報啓発を推進するとともに未受診者の受診を促します。

### ② 母子保健事業の推進

母子の健康確保を図るため、管内における産科の確保を道に強く要請するとともに、妊婦健診や乳幼児健診等の健診事業の充実や町民のニーズに応じた母子保健事業の実施に努めます。また、子育てにおける育児不安・ストレスを軽減するため、子育て支援事業などと連携し、きめ細かな支援に努めながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

### ③ 心の健康づくりの推進

心の病気（うつ病等）の早期発見・早期治療のため心の病気に関する普及啓発を推進するとともに、自殺予防等の精神保健相談の充実を図ります。

### ④ 相談・支援体制の充実

保健福祉センターを核に町民が健康に関する相談や指導を気軽に受けられる体制の充実に努めるとともに、保健、福祉、医療の各分野が連携し、個別の生活習慣や健診データを基にした指導の充実や訪問指導の強化等に努めます。

また、新たな感染症や疫病等にいち早く対応できるよう情報収集を行い、住民に誤った情報が広まらないよう正確かつ迅速な情報提供に努めます。

## 6 地域医療の充実

### (1) 現況と課題

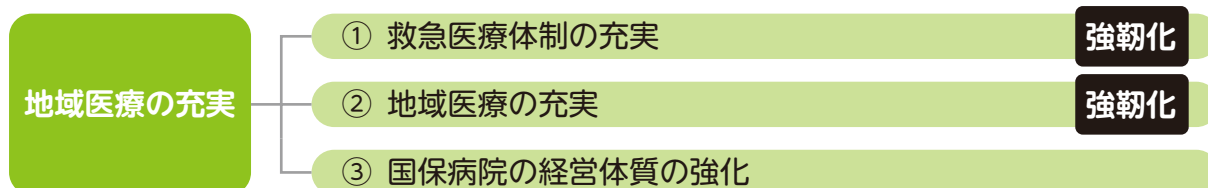
保健・福祉とともに地域医療は、精神的な安心感をもたらし、私たちが暮らしていく上で欠かせない要素の1つとなっています。その地域医療の中心的な役割を担っているのが、町内唯一の医療機関・厚沢部町国民健康保険病院です。

同病院の取組として、医療連携システム導入・運用による南檜山・南渡島圏域との情報共有化及び連携強化、医療介護連携会議、地域ケア会議、地域ケアシステム検討協議会等を通じた保健、医療、福祉ネットワーク体制の強化（定期的会議への病院職員出席）、メッセージナーズ導入（平成28年度）による看護職員の資質向上に向けた取組、及び新公立病院改革ガイドラインに基づく「新病院改革プラン（平成29年3月）」の策定及び実践があります。

また、新病院改革プランの策定にあたり「経営改善診断」を実施し診断結果を活用し、「病院あり方検討委員会」「病院改革検討委員会」での議論をプランに反映させました。

同病院の課題として、固定経費の削減など経営健全化に向けた具体的な取組を行い、町民の期待に応えられる町立病院を目指していく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 救急医療体制の充実

国保病院において、24時間体制での第一次救急の対応をすべく体制の充実を図るとともに、南檜山圏域において、病院群輪番制参加病院による休日当番制を確保し、休日や夜間の救急医療体制の充実に努めます。

#### ② 地域医療の充実

医療スタッフの充実を図るとともに地域の保健や医療、福祉のネットワーク及び南檜山メディカルネットワークを通じた圏域内における業務連携の強化に努めます。

#### ③ 国保病院の経営体質の強化

良質な医療の提供により、入院・外来収益の増収を図るとともに、「南檜山圏域の医療を確保するための行動方針」に基づく病床数の見直しや固定経費にかかる経費削減などの経営改革を進め、より一層の経営の健全化を目指します。

## 第2章 町の貴重な資源である人づくりの充実

### 1 学校教育の充実

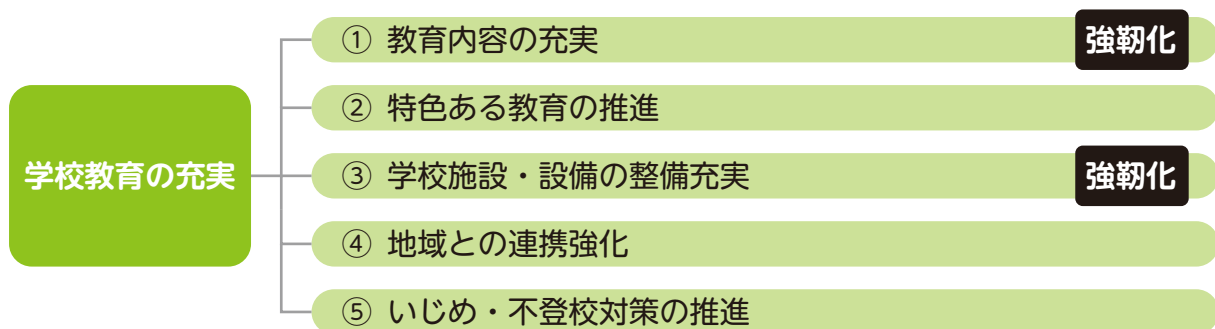
#### (1) 現況と課題

当町には、小学校が3校、中学校が1校ありますが、近年、町の人口減や出生率の低下などにより児童生徒数は徐々に減少しており、環境に左右されないコンパクトで効果的なしくみづくりが急がれます。当町では、ICT教育環境の整備を積極的に進め、子どもたちの興味・関心を高める授業の工夫に努めております。今後も、地域の自然や文化、人材を活用した特色ある教育を推進し、学校教育の質的向上と優れた人材育成に努めてまいります。そのため、現在進めているのが、「厚沢部町小中一貫教育モデル」の仕組みづくりです。

また、当町では地域全体で学校教育を支援し、地域の教育力向上などを図る取組として、「学校支援地域本部事業」を実施しており、地域住民が参画し、地域ぐるみで子どもの教育を推進しています。

一方、全国的な状況として、いじめ、不登校、少年犯罪などが社会問題として大きく取り上げられており、学校と家庭、地域社会との連携をより緊密にしていくことが求められており、今後もこうした取組を継続し、教育環境の一層の充実に努めていく必要があります。

#### (2) 施策の体系



#### (3) 主要施策

##### ① 教育内容の充実

基礎学力の形成・定着や確かな学びを育てる学習指導の充実に目的とした、様々なICT機器を活用したプログラミング教育や語学教育をはじめ、ALTによる外国語や国際理解教育の充実など、国際社会の変化に適応した教育を推進するとともに、地域や少人数指導の特徴を生かしたへき地・複式教育の充実に努めます。

また、教職員の資質や実践力の向上に向けた研修機会の充実に取り組みます。そして、義務教育9年間を連続した教育課程として捉えた段差のない円滑な接続による、専門的・支援的で効果的な継続性のある教育の整備に努めます。

さらに、子どもたちに道徳教育を実践し、ボランティア活動や他者への思いやりの心を育てる取組を進めます。

## ② 特色ある教育の推進

郷土の歴史・伝統文化や、農林業等をはじめとする様々な産業に触れる機会の拡充と土橋自然観察教育林（レフの森）、太鼓山、厚沢部川など、ふるさとの豊かな自然環境や人材を生かした体験学習や環境教育、ボランティア活動などを通じた高齢者とのふれあいなど、当町の特性を生かした特色ある教育を推進します。

## ③ 学校施設・設備の整備充実

老朽化に対応した学校施設・設備の計画的な改修・改築を図るとともに、教職員の快適な住環境の確保・改善に努めます。また、情報化社会への適応力を育成するため、ICT機器の適切な更新を進め、情報教育の一層の充実を図ります。

## ④ 地域との連携強化

学校、家庭、地域社会が連携協力して児童生徒を育てる体制の充実に努めます。地域の教育力向上などを図る取組として実施している「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」へ発展させ、一方通行的な支援から地域と学校が目標を共有する「連携・協働」を目指します。そして、地域と学校が相互パートナーとして連携・協働し、幅広く地域住民とのつながりを深め、自立した地域社会基盤の構築と活性化を図る学校を核とした地域づくりを推進します。

## ⑤ いじめ・不登校対策の推進

いじめ、不登校の早期発見と迅速な対応に努めるとともに、関係機関との連携を図り、児童生徒・保護者に対してのきめ細かな支援や相談の充実を図ります。

## 2 青少年の健全育成

### (1) 現況と課題

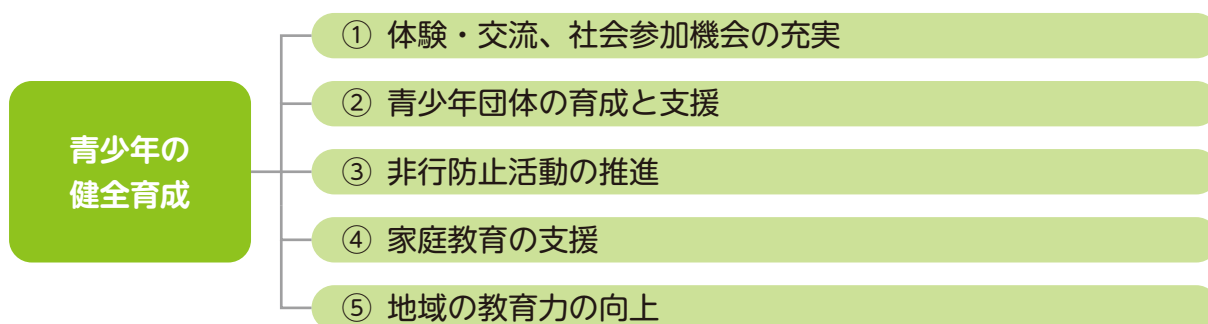
当町では、町の特色を活かした事業（釣り体験・食育）や地域の指導者から学ぶ事業（茶道・陶芸）を実施しています。

事業への参加にあたって、参加しやすくなるような工夫を凝らしています（かるた大会など地域を越えてチーム編成しやすいよう、練習場所を提供するなどを実施）。

また、地域の教育力の向上への取組を実施しています（食育について、食改の協力のもと実施しているが、食改の自主性を向上させるため、事前研修及び事後研修をおこなった）。

今後の課題として地域の人材の発掘・把握・育成が挙げられます。

### (2) 施策の体系



親子釣り体験

### (3) 主要施策

#### ① 体験・交流、社会参加機会の充実

「あっさぶ少年少女体験塾」の継続的開催と積極的な参加を推進します。また、青少年交流事業や子どもカルタ大会、創造の翼（中学生修学旅行）、少年の主張などへの参画を推進し、交流や体験を通して、青少年の心身の健全な育成を図ります。

さらに、ボランティア活動や福祉活動、文化、スポーツ、伝統行事の継承活動などを幅広く体験する機会の拡充と積極的な参加を推進します。

#### ② 青少年団体の育成と支援

スポーツ少年団などの青少年団体の育成と活動支援に努めます。また、地域の多様な人材を発掘し、指導者として活用するとともに、資質の向上を図ります。

#### ③ 非行防止活動の推進

地域、学校、警察などとの連携を強化して、巡回パトロールなどを推進し、健全な社会環境づくりや非行の防止に努めます。

#### ④ 家庭教育の支援

家庭は教育の出発点であり、子どもの育ちに最も大きな影響を与える場所であることから、子どもと保護者が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、親子参加型事業やブックスタート事業の機会充実に努めます。また、健全な食生活形成の基礎となる「食育」の推進や「早寝早起き朝ごはん」運動を展開し、子どもたちの生活リズムの向上に取り組みます。

#### ⑤ 地域の教育力の向上

町内会連絡協議会など、既存の組織や団体を巻き込みながら“地域全体で子どもたちを健全に育てていこう”という意識の醸成を図ります。また、地域での育成活動として、地域ぐるみのあいさつ運動や見守り、声かけ活動などの取組を推進します。

### 3 豊かな学習環境づくり

#### (1) 現況と課題

当町では、社会教育施設としては図書館・郷土資料館と総合体育館があります。これらの施設は市街地や学校に近いこと、一体化された施設であることから、厚沢部町の生涯学習活動やスポーツの拠点となっています。

また、町民向けの各種講座については、地域課題の解決やそれぞれの年齢層にあわせた内容の講座を開催しています。今後は講座内容を精査し、有効性と効率性を高める工夫が必要です。

学習情報の提供については、町 HP や広報誌を活用して周知を行っています。

国際交流事業として在日留学生交流事業を継続的に実施しています。また、ALT（外国人英語指導助手）を活用した英会話教室を開催しています。

芸術・文化活動は、文化協会加盟団体を中心に活動が行われておりますが、自主運営体制の確立が求められます。

#### (2) 施策の体系

豊かな  
学習環境づくり

- ① 図書館施設及び図書館事業の充実
- ② 地域課題や住民ニーズに即した講座開催
- ③ 学習成果を地域で活かすための方策
- ④ 国際交流の推進
- ⑤ 芸術・文化の振興



町民文化祭

### (3) 主要施策

#### ① 図書館施設及び図書館事業の充実

図書を探しやすい、読みたい本に出会える図書館を目指し、引き続き蔵書整理を進め収納図書数の適正化を図ります。また、定期的に厚沢部町『子どもに読んでほしい・友達に読んでほしいこの一冊』50選等の企画展示を実施し、積極的に蔵書を公開し利用者が本と出会う機会を提供します。

図書館の地域課題解決支援機能拡大のため、地域課題解決に必要な蔵書の選定やレファレンスサービスの充実に努めます。また、北海道立図書館などとの相互貸借システムの周知に努め、町民が必要な図書を手にできるよう、サービスの向上を図ります。

子ども読書活動を推進するため、主催事業として読み聞かせ会の実施やブックスタート事業を継続的に実施します。図書館ボランティアとの連携を強め、学習ニーズに応じた学習機会を提供するとともに、ボランティアが独自の活動を実施できるよう支援します。

#### ② 地域課題や住民ニーズに即した講座開催

地域課題や各年齢層の発達段階に応じた講座内容となるよう、開講数を限定しながら内容の濃い講座を開講します。特に高齢者が、知識・技術・経験等を生かし、学校や地域において活躍できるよう、重点的に学習機会を提供します。

#### ③ 学習成果を地域で活かすための方策

学習成果や個人の能力を地域で効率よく活かすために、「人財・スキルバンク」を設置し、様々なニーズに応じて適切な人材派遣ができるよう体制の整備に努めます。特に町内小中学校や地域学校協働本部と密接な連携体制を構築し、学校、家庭、地域が連携して教育を行うことのできる体制を整備します。

#### ④ 国際交流の推進

私たちの日常生活には、外国から輸入される農水産物、環境破壊と資源、戦争や政治など、国際理解の上に立って解決しなければならない課題が数多くあります。国際化する社会にあっては、人類共通の課題を知り、問題解決の意欲と技能を備えた人間形成が必要なことから、異文化理解に対する学習機会や国際交流機会の提供を進めます。

在日留学生交流事業を継続的に実施するとともに、ALT（外国語指導助手）や町内在住外国人を活用した外国語会話教室を実施します。

#### ⑤ 芸術・文化の振興

芸術・文化は人間の根源的な欲求である「表現」が積み重ねられ発展したものであり、様々な芸術文化の活動によって人々の感性が育まれてきました。心豊かなまちづくりを進めるため、住民の主体的な文化活動を促進する発表の場や機会を提供するとともに、芸術鑑賞機会の充実を図ります。

町民文化祭の自主運営体制を確立し、町民主体の文化芸術発表の場となるよう取組を進めます。児童生徒芸術鑑賞会や文化講演会の継続的開催に努め、町民が質の高い芸術・文化に触れる機会の拡充に努めます。

文化協会をはじめ、芸術・文化団体の育成に努めるとともに、これらの団体や個人の芸術・文化活動の支援や成果発表機会の充実を図ります。

## 4 スポーツ振興

### (1) 現況と課題

当町のスポーツ施設は、総合体育館のほか、野球グラウンド 2 面、パークゴルフ場 1 カ所、スキー場とプール施設があります。このほかに、学校体育館夜間開放事業により、町内小中学校をスポーツ施設として活用しています。

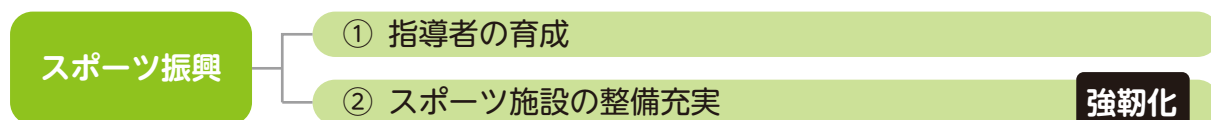
町民の生涯スポーツ振興のため、スポーツ教室や講習会、各種主催大会を実施しています。また、厚沢部町スポーツ協会、厚沢部町スポーツ少年団が組織されており、町内のスポーツ振興のための各種活動が実践されています。

体育施設の利用者は極端な減少が無いもののプール利用者が減少傾向にあります。スポーツに親しみ、運動習慣の確立を図るために、体育施設を利用したイベント事業や運動教室の開催により施設利用者の増加を図る必要があります。

指導者育成については、各種研修への参加を促し、指導力の向上を図る必要があります。

スポーツ少年団は、全体の登録者数は横ばいですが、種目について大きな差があります。登録者数の少ない種目について、スポーツ少年団を脱退せざるをえない状況になりかねないため、多様な種目を経験できる機会を設ける必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 指導者の育成

スポーツ団体の維持や効果的なスポーツ活動実践のため、指導者の育成を進めます。スポーツ少年団指導員やスポーツ推進委員の技能向上のため、各種研修会への参加機会を提供します。また、近隣町との情報交流や連携により、指導力向上の取組を進めます。

#### ② スポーツ施設の整備充実

既存施設の有効活用を図るため、修繕や改修を進めます。施設の不足については学校体育館の活用などにより補完し、町内のどこでも町民がスポーツに親しめるよう努めます。

## 5 歴史と自然を活かしたまちづくり

### (1) 現況と課題

当町には国指定の史跡松前氏城跡館城跡、天然記念物鶉川ゴヨウマツ自生北限地帯、町指定の無形文化財である土橋鹿子舞、上俄虫鹿子舞、安野呂鹿子舞、当路鹿子舞、目名権現獅子舞があります。また、自然環境に関する拠点として土橋自然観察教育林（レクの森）があります。さらにこれらの文化財や歴史の学習施設として、厚沢部町郷土資料館や森林展示館が設置されています。

史跡や資料館、展示館については、歴史的意義を理解しやすくする整備や老朽化への対応が必要です。無形文化財については、後継者の育成による保存や他団体との交流による活性化が求められます。土橋自然観察教育林（レクの森）については、自然環境について学ぶ教育観光資源として活用することが求められます。

### (2) 施策の体系

歴史と自然を  
活かした  
まちづくり

- ① 史跡館城跡の保存整備
- ② 伝統芸能の保存と継承
- ③ 土橋自然観察教育林（レクの森）の活用
- ④ 郷土資料館の整備と活用



ししまい

### (3) 主要施策

#### ① 史跡館城跡の保存整備

平成 26 年度に策定した保存整備基本計画に A R ・ V R 技術による情報発信など新たな整備内容を追加修正します。計画の修正に必要な各種調査や専門委員会を実施・開催し、基本計画修正後は遺構の復元、サイン類・ガイダンス施設の設置、環境整備などを進めていきます。また、保存整備事業の実施に際しては、住民向け説明会や町 H P ・ 広報誌等を活用して情報公開します。整備後の活用方法については、ワークショップなどを開催し、地域住民が主体的に関わることのできるよう配慮します。

#### ② 伝統芸能の保存と継承

町指定文化財である鹿子舞の保存と後継者育成の取組を進めます。厚沢部町鹿子舞交流協議会の活動や鹿子舞保存団体間の交流、活動継続に必要な助成や各種情報提供、町内外での活動等の支援に努めます。

#### ③ 土橋自然観察教育林（レクの森）の活用

土橋自然観察教育林（レクの森）の貴重な自然環境を生涯学習の場と位置付け、檜山振興局森林室や木育マイスター等と連携の上、活用に努めます。

森林展示館を教育林に関わる学習や情報発信の拠点として活用するため、展示物や解説文の更新を進めます。

#### ④ 郷土資料館の整備と活用

郷土資料の散逸を防ぐため、資料の収集を積極的に進めます。既存資料の活用のため、町内小中学校への資料貸し出しや企画展示を進めます。また、近隣町村と連携した企画展示や講座の開催に努めます。

展示内容や解説の更新、企画展示などの実施により多くの展示品の紹介と集客の増加を促します。

## 6 生涯学習の推進

### (1) 現況と課題

当町では第2期総合戦略において「個性あふれ誰もが生涯活躍できるまち」というスローガンを掲げ、生涯学習、生涯スポーツの振興を通じて、全世代が元気で活力に満ちた暮らしができるまちづくりを目指しています。

生涯学習分野においては図書館のハード、ソフト両面の充実や社会教育委員、文化財保護委員などによる情報交流を促進しています。

生涯スポーツ分野においては、健康維持を目的としたスポーツ教室の開催や各種スポーツ団体の活動の支援を行っています。

### (2) 施策の体系

生涯学習の推進

① 生涯学習推進体制の充実

② 生涯スポーツの推進

### (3) 主要施策

#### ① 生涯学習推進体制の充実

生涯学習推進の中核となる専門的職員の配置と能力向上に努めます。未配置の社会教育主事及び図書館司書については、当町の生涯学習を進める上で重要な役割を持つことから、有資格者の配置に努めます。

社会教育委員や文化財保護委員、スポーツ推進委員は当町の生涯学習行政の企画・立案・実施などの役割を担うことから、各種研修や情報交流機会を提供します。

#### ② 生涯スポーツの推進

町民のスポーツに親しむ意識を高めるとともに、あらゆる年齢層がスポーツに親しみ、適切な運動習慣を確立できるよう、主催大会の開催や町民ニーズにあったスポーツ教室や講座の開催を行います。

人口減少や少子高齢化の影響によるスポーツ団体やスポーツ活動の衰退を防ぐため、既存のスポーツ種目の枠にとらわれない事業や大会の開催形態を検討します。特に少年スポーツについては厚沢部町単独では活動を維持できなくなる恐れもあることから、他町との連携を強め、スポーツ活動の停滞を起こさないよう取り組みます。

保健福祉や医療等の関係機関と連携し、健康づくりのためのスポーツ教室や講座の開催に努めます。

# 第3章 足腰が強くイノベーションが起こせる産業の育成

## 1 農業の振興

### (1) 現況と課題

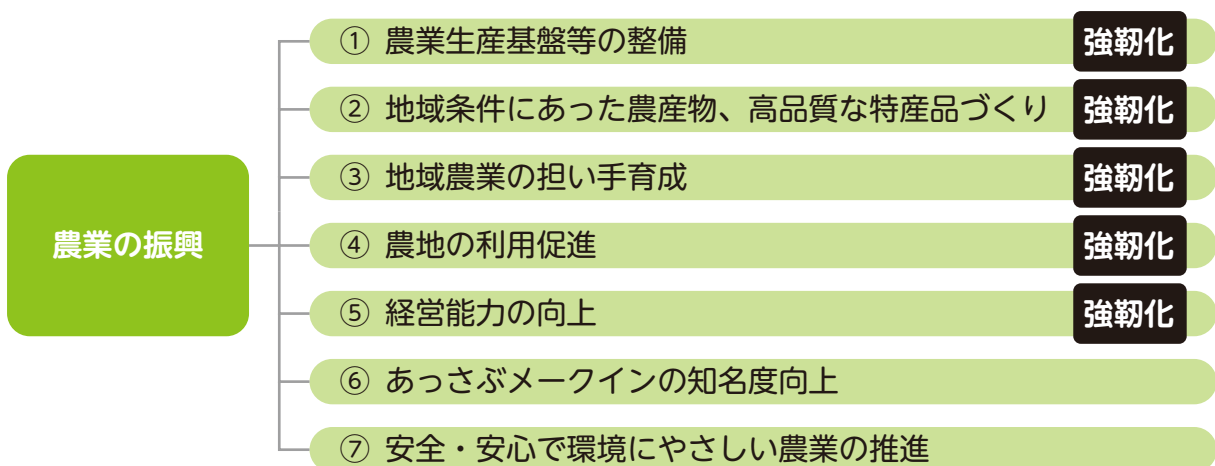
当町の農業を取り巻く環境は、営農者の高齢化や後継者不足に加えて、農産物の価格低迷、産地間競争の激化、貿易自由化問題など、厳しい状況にあります。一方、消費者の食の安心・安全志向や地球温暖化対策に対応した農業など、新たな取組も求められています。

当町の基幹品目は、水稻、馬鈴薯、豆類、南瓜、小麦、スイートコーンなどに加え、ハウスアスパラガスやブロッコリーなど、多様な経営形態を展開しています。

将来に向けて、農業が持続的に発展していくためには、高品質で安心・安全な農産物を安定的に消費者に供給していくことが重要です。

そのために、スマート農業の普及や生産基盤整備、後継者・新規就農対策、有害鳥獣対策、労働力確保、農地集積の促進による荒廃農地化予防及び作業の効率化、所得向上の取組（補助事業の活用による経営コストの削減等）、「あっさぶメイクイン」の地域商標登録や農業生産工程管理（GAP）等への取組を通して、農業者、関係団体、行政が共通の認識を持って課題解決に努め、消費者が求める地域特産物を生産していく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 農業生産基盤等の整備

国・道の補助事業を積極的に活用するとともに、小規模土地基盤整備事業や地力増進対策事業、農道整備事業等の町単独補助事業の充実を図り、農業生産基盤整備の効果的・効率的な実施に努めます。また、拡大が心配される鳥獣被害に対応するため、ハンターへの支援及び育成、罨免許取得者の増加、電気牧柵等侵入防止対策の拡充に努めるとともに、更なる鳥獣害対策の検討を行っていきます。

#### ② 地域条件にあった農産物、高品質な特産品づくり

農業活性化センターでは、農業改良普及センターと連携し、農業技術の研究開発や土壌分析・診断、農業情報の収集と、提供のほか厚沢部町の地域条件に合った新規作物の導入、品種の改良を進め、特色ある農業の展開により、農業の安定的・持続的振興に努めていきます。また、緑肥・堆肥の適正施用や輪作体系の維持を図り、高品質な農産物の生産を推進します。

#### ③ 地域農業の担い手育成

Uターン後継者や就農希望者の技術面、経済面での支援充実を図るとともに、地域の営農を中心的に担い、意欲的に農業経営の改善に取り組む認定農業者の確保に努め、その取組を支援します。また、地域協業組織の組織化、数戸による法人化を検討・推進し、農業者の労働負担の軽減と担い手の育成確保を図るとともに、農作業の効率及び農業振興公社の活用を図り、担い手農家の労働環境の改善を図ります。

#### ④ 農地の利用促進

農業委員による農地パトロールと連携して、耕作放棄地発生の防止に努めるとともに、農地の流動化を促進し、認定農業者をはじめ、協業組織、農業生産法人等の意欲ある農業者へ農地の面的集積を推進し、農地の有効活用を図ります。

また、条件不利地の農地保全を行う中山間地域直接支払交付金を活用した共同取組活動や農地の維持及び地域資源の資質向上を進めるための多面的機能支払交付金を活用した地域の取組を通じて農地の保全に努めていきます。

#### ⑤ 経営能力の向上

農産物の生産に加え、農業事業者としての意識のもと、経営能力の向上や経営の合理化に積極的に取り組むよう支援します。また、厳しい市場競争や貿易自由化の潮流の中では、今までにない新たな発想での取組が必要となることから、GNS S<sup>※5</sup>ガイダンスの導入による作業の効率化・生産性の向上等、農業領域での先進的な事例等に加え、他の業界での

※5 GNS S

人工衛星によって地上の現在位置を決定する『衛星測位システム』のことを『NS S』と呼び、その中で地球すべてを測位可能なものを『GNS S (GはGlobal)』と呼ぶ。

経営のあり方を学び実践していくよう研究や交流を推進します。

#### ⑥ あっさぶメーカーの知名度向上

「あっさぶメーカー」の地域商標登録に取り組み、農業者へメーカー発祥の地としての誇りを醸成し、メーカーの安定生産を促進します。また、全国への知名度向上のため、ふるさと納税制度や物産展等への出展、SNS 等における情報発信を強化します。

#### ⑦ 安全・安心で環境にやさしい農業の推進

農産物に対する消費者の安全・安心志向の高まりに対応して、減（無）農薬・減化学肥料、有機栽培など、安全で環境に配慮した農業を推進し、消費者が求め、消費者に選択される農産物の供給を目指します。



あっさぶメーカー



GNS S 導入トラクター

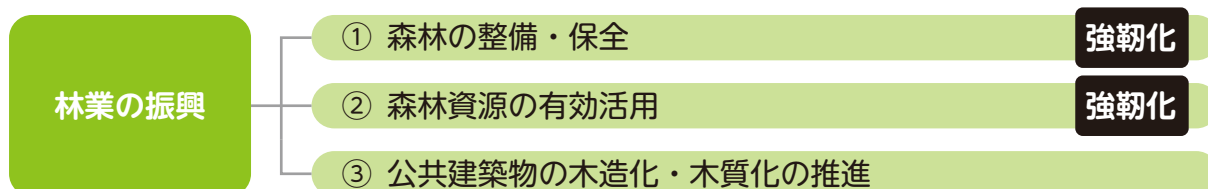
## 2 林業の振興

### (1) 現況と課題

当町の素材生産量は、檜山管内全体の2割程度を占めており、チップの生産も行われています。近年、地球温暖化防止対策の観点などから、森林に対するニーズがますます高まっています。また、森林は、木材生産以外に土地保全や水源かん養、保健休養など、多目的な機能を有していることから、将来にわたって保全・育成していく必要があります。

このため、適正な森林整備と路網などの基盤整備、林産業者の育成、皆伐後の確実な再造林、民有林の適正な管理の推進、担い手の確保などを図り、各種補助事業や森林環境譲与税を活用し、林業の振興に努めていく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 森林の整備・保全

町有林については、除間伐、枝打ち、下刈り等の撫育管理事業を推進するとともに、間伐材需要に対応するため適宜路線の整備を図ります。民有林については、「厚沢部町森林整備計画」及び「森林経営計画」に基づいた森林整備に対する積極的な支援により地域林業の振興を図り、持続可能な森林経営を推進します。また、森林のもつ多面的機能や効果について住民の理解を深めるとともに、違法伐採の防止の啓発・普及を行い、環境保全を図ります。

#### ② 森林資源の有効活用

木質バイオマス資源の有効活用は、温暖化の防止だけでなく、地産地消・木材の循環利用に大きく寄与することから、製材端材や林地残材など、未利用の木質バイオマス資源の有効活用を推進します。

#### ③ 公共建築物の木造化・木質化の推進

木材利用の促進は、林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止に貢献することから木材の積極的な利用を検討し、公共建築物の木造化・木質化を推進します。

### 3 商工業の振興

#### (1) 現況と課題

##### ① 商業

当町の商業は、人口減少や近隣自治体のショッピングセンターへの流出による地元消費の減退により、一層厳しい状況にあります。商店の規模も零細・小規模なものが大半となっており、後継者の不足などで、店舗数の減少や空き店舗が増えるなどの傾向がみられます。

しかし、地域に密着した商業は、日常生活の利便性や地域の活性化に欠くことのできないものであり、より一層商業の振興に努めていく必要があります。

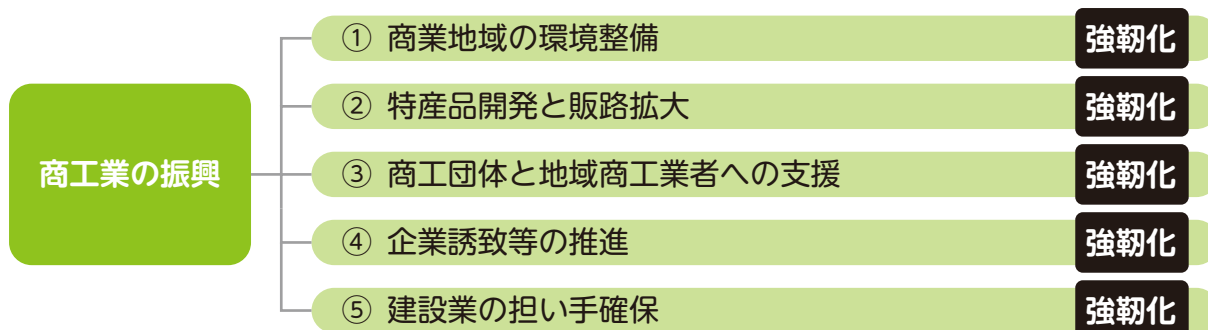
##### ② 工業

当町は、立地企業数が少なく、食料品製造や木材・木製品製造などの工場が若干立地している程度で雇用力が小さいため、労働力は町外へ流出しています。

景気悪化が長期化する中で、既存企業の経営は厳しさを増していますが、事業者、商工会、行政が一体となって経営体質や経営基盤の強化に努めていく必要があります。

また、今後も引き続き、農業や林業など、業種を超えた連携を図り当町の特性を活かした優良企業の誘致に取り組んでいく必要があります。

#### (2) 施策の体系



喜多里

### (3) 主要施策

#### ① 商業地域の環境整備

商店街周辺の環境整備を進め、快適な買物空間の創出を図るとともに、高齢者をはじめ地域住民のニーズに対応する地域に密着した商品・サービスの向上を図るため、関係機関と連携し、商業活動の活性化を推進します。

#### ② 特産品開発と販路拡大

当町の農林業や観光業などとの連携により、特産品の開発や商品ブランドの育成、販売力の強化、PR活動の積極的な展開及び市場の開拓等に対する支援に努めます。具体的には、さつまいもを原料に用いた加工品（お菓子やスイーツ等）づくり等、販路獲得も並行しながら、特産品開発を進めていきます。

#### ③ 商工団体と地域商工業者への支援

商工会や林産協同組合への体制支援を行い、商店や林産工業の体質強化に努めます。また、商工会と連携して小規模な商店への購買力強化や商工業者に必要な経営改善・技術の高度化や設備投資に対する国や道等の補助金導入支援や融資制度の情報提供に努めるとともに、運転資金の利子補給や町独自の支援を実施することにより、経営の安定化及び担い手の確保に向けた取組を検討します。

また、災害時における経済活動の継続を確保するため、企業に対する専門家の派遣や事業継続計画の策定を促進するとともに、町と商工会が共同で事業継続力強化計画の策定に努めます。

#### ④ 企業誘致等の推進

関係機関との連携のもと、地域の特性を最大限活かすことができる企業や道の駅出店企業、福祉事業等の誘致を積極的に推進します。

また、リスク分散を重視した企業立地等を促進するため、町内全域の高速通信環境の整備を図り、町有施設の有効利用等により企業及び個人起業者の誘致につなげます。

#### ⑤ 建設業の担い手確保

減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策等を着実に進めていくために、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組みます。

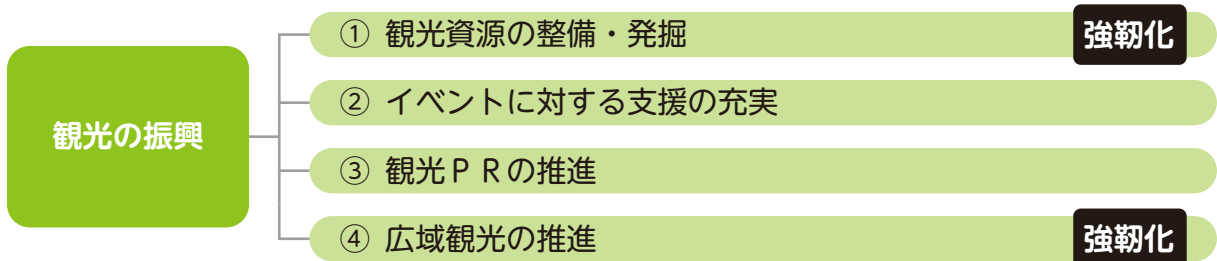
## 4 観光の振興

### (1) 現況と課題

当町の観光資源には、道の駅「あっさぶ」や「土橋自然観察教育林（レクの森）」、オートキャンプ場「ハチャムの森」、館城跡、うずら温泉などがあります。このほか、「館城跡まつり」や「あっさぶふるさと夏まつり」、「うずら温泉&稲倉石まつり」などの各種イベントを実施し、毎年多くの集客を図っています。

観光は、地域のイメージアップにつながるとともに、地域産業の活性化や交流人口の増大など、地域の活性化に寄与することから、道の駅あっさぶ等既存観光資源の整備充実、イベントに対する支援の充実、観光振興団体への補助など、今後も観光振興に努めていく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 観光資源の整備・発掘

道の駅あっさぶ等既存観光資源の整備・充実、史跡や伝統芸能・行事等を観光資源として積極的に活用するとともに観光人材やボランティア育成支援を進め、受入態勢の整備に努めます。また、農林業と商工業の連携を促し地域の特性を活かした観光商品の企画・開発を図り、観光産業の育成に努めます。

#### ② イベントに対する支援の充実

「館城跡まつり」や「あっさぶふるさと夏まつり」、「うずら温泉&稲倉石まつり」など、観光イベントに対する支援に努め、集客向上を図ります。

#### ③ 観光PRの推進

観光パンフレットやホームページの充実、SNSを通じたイベント情報配信など、多様な手段を用いた観光PR活動の強化を推進します。

#### ④ 広域観光の推進

渡島・檜山管内市町、管内交通事業者と連携して広域的な観光ルートづくりや観光物産展の開催、北海道新幹線木古内駅等を拠点とした観光PR等の誘客のための宣伝活動を推進し、観光入込者の拡大を図ります。

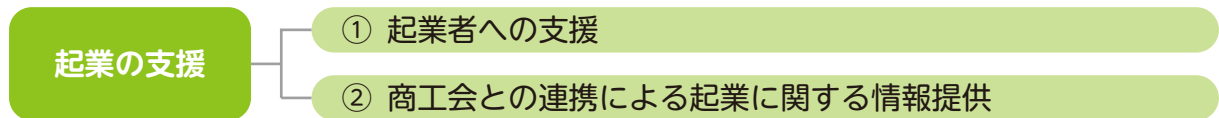
## 5 起業の支援

### (1) 現況と課題

現在、地域課題解決型の起業や社会貢献を目指した起業が注目を集めています。こうした起業への資金調達についてもクラウドファンディングなどの新しいしくみが整い始めており、スモールビジネスに追い風が吹いている状況といえます。

当町においても、地域特性を活かした起業を支援するための施策に取り組んでいきます。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 起業家への支援

町内において新たに起業する人に対し、事業活動に要する資金需要にこたえるため、地域おこし協力隊制度等を用いて一定期間、一定額の助成を行います。

#### ② 商工会との連携による起業に関する情報提供

店舗の情報や経営支援に関する情報などを、商工会と連携して起業を検討する人に提供します。

## 6 異業種交流・連携の推進

### (1) 現況と課題

企業経営をめぐる環境変化は激しさを増しています。環境変化に対応した事業活動に取り組むには、一企業、一事業者だけの自助努力だけでは十分ではない状況が生じています。

こうした環境変化への対応として、他企業との連携や異業種交流によって新たな付加価値を生み出す取組が有効と考えられます。

当町においても、企業のこうした取組について積極的に支援し、企業活動を側面から支え、地域経済の基盤を守っていく必要があります。

### (2) 施策の体系

異業種交流・  
連携の推進

① あっさぶの「食と農と人」拠点施設整備

② 6次産業化支援

### (3) 主要施策

#### ① あっさぶの「食と農と人」拠点施設整備

あっさぶの「食と農と人」拠点施設を整備し、町内の事業者による出品を促し、町内外からの集客、消費によって経済活動を活発にします。

#### ② 6次産業化支援

農産物、加工施設、商業施設などの当町の資源を有機的に活用し、6次産業化に取り組む個人や団体、企業に対して、国や道の支援情報を提供し、特産品の開発による当町の認知度向上と経済の活性化を目指します。

# 第4章 「住みたい」「戻りたい」「関わりたい」と思えるような魅力の構築・発信

## 1 適正な土地利用の推進

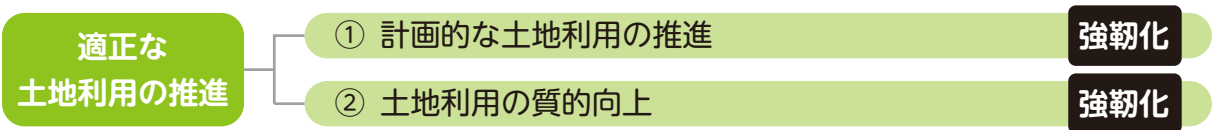
### (1) 現況と課題

当町の地目別の土地利用状況を見ると、山林が約8割超を占め圧倒的に多く、次いで農地約1割、原野約4%となっており、町域面積の約97%を森林と農地、原野が占めています。

土地利用においては、都市的土地利用と自然的土地利用を調和させた計画のもとに適正な利用を推進する必要があります。

また、手入れの行き届かない人工林の針広混交林化や、一時転用された残土置き場を利用後確実に林地に戻すことなど、自然や環境保全、景観に配慮した土地利用の質的向上にも努めていく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 計画的な土地利用の推進

豊かな自然環境の保全と災害の未然防止に留意しつつ良好な生活環境を確保し、均衡ある発展を目指した総合的、計画的な土地利用を推進するとともに、条件の良くない農地の利用や維持管理、リタイヤする農家から担い手への速やかな農地集積、止むを得ず発生した耕作放棄地等については、農業委員会を活用し林地転換を図る等適正な土地利用に努めます。

#### ② 土地利用の質的向上

町域の約8割を占める森林の持つ多目的機能を維持・向上させ、地域の安全性の向上を優先的に図るため、総合的な治山・治水事業を推進するとともに、道路、公園等の社会資本の整備充実を行い、自然環境に配慮しつつ快適かつ健康的な生活を支える土地利用を図ります。

## 2 快適な住環境の整備

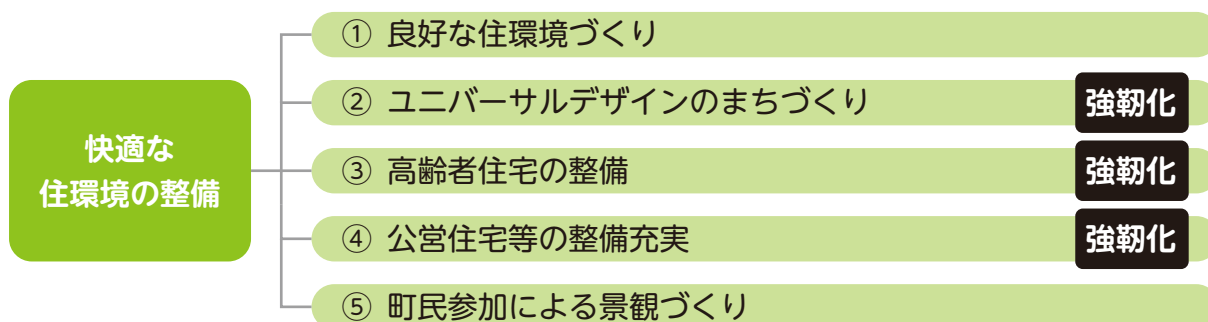
### (1) 現況と課題

近年の家族構成の変化やライフスタイルの多様化などに伴い、住宅に対する人々のニーズは多様化しており、若年世帯や在宅介護などのニーズに対応した住宅の供給など、多様な住宅の供給が求められています。

一方、当町では持ち家の促進と定住化を図るため、宅地分譲を行っているほか、町内に住宅を建設、または購入する人で、要件に適合した人には奨励金を交付しています。

町営住宅については、空き家の整備等を進めており、今後も継続して維持修繕、機能更新を図るとともに、住宅整備や季節の香りとうるおいのある景観形成を含め、総合的に質の高い居住環境づくりを推進していく必要があります。

### (2) 施策の体系



緑町分譲地

### (3) 主要施策

#### ① 良好な住環境づくり

住環境の向上を図るため、計画的な土地利用を進めるとともに、道路、下水道などの社会資本の整備充実や宅地分譲のPR強化に努めます。また、「素敵な過疎のまちづくり基本条例」に基づいて、“自然環境と共生したまち”や“自然環境と調和した住まい”の実現を目指し、これにふさわしい環境整備や体制づくりを推進します。

#### ② ユニバーサルデザインのまちづくり

道路や公共施設、民間の集客施設などにおいて、バリアフリー化や多様な人々の利用に配慮したユニバーサルデザインを念頭においた整備を図ります。

#### ③ 高齢者住宅の整備

高齢者が住み慣れた地域で、安心してできるだけ長く暮らすことができるよう、バリアフリー仕様で緊急通報装置なども設置した、サービス付高齢者住宅等の整備支援を図ります。

#### ④ 公営住宅等の整備充実

「公営住宅ストック総合計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき既存町営住宅の空き家整備や維持修繕を計画的に進め、良質な住宅ストックの形成と長寿命化を図ります。また、公営住宅の新築については、町民等のニーズなどを踏まえながら適宜検討を進めます。

なお、『移住者の獲得』において住環境の整備は大きな要素となります。公営住宅の整備のほか民間資本を活用した借上型町営住宅等新たな手法での整備、空き家の改修支援等を検討し、住環境の整備充実に努めます。

#### ⑤ 町民参加による景観づくり

景観は、町民や事業者、行政のすべてが関わる共有財産であるという観点から、優れた景観形成を行うためには、町民参加による景観づくりが望まれます。このため、町民の景観に対する意識高揚を図るとともに、地域住民による「花いっぱい運動」や環境美化活動など、町民の自主的な取組を支援し、町民と行政の協働による景観形成を推進します。

### 3 道路・交通網の充実

#### (1) 現況と課題

当町の交通網は、国道 227 号（函館～江差）が東西に横断し、これを軸として道道 6 路線、町道 194 路線、その他農道、林道で構成されています。

国道については線形改良（美和地内中央分離帯設置）の事業完了、中山トンネルの新規掘削事業（渡島中山防災事業）の新規事業化、道道については城丘江差線（松園地区）、乙部厚沢部線（新町地区）の事業完了、共和鶉線の未改良区間の施工実施、町道については新町市街地線の事業を実施してきました。一方、道道八雲厚沢部線（上里、稲見）の未改良区間の線形改良は実施できませんでした。

今後は、財政難や人口減等に見合ったインフラ整備、特に高度経済成長期に建設された道路施設については維持・更新期を迎え費用は膨大となることが予想されます。また、大規模災害備えた社会インフラの整備も必要となります。

当町の公共交通機関については、民間の函館バスが地域間幹線系統バスと生活維持路線バスを運行していますが、生活維持路線バスの利用率はさらに減少しています。運行経費への補助金に特別交付税が充てられていることから維持・存続されています。

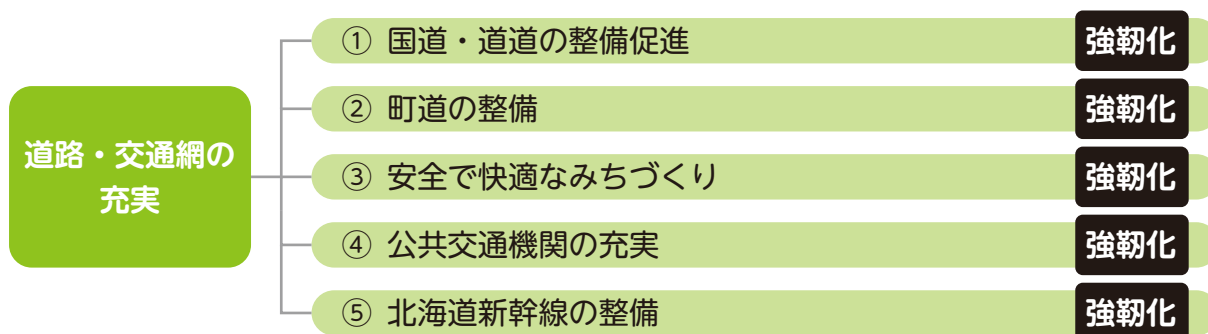
令和元年に次世代型交通サービスのあり方を調査・研究する『ISOU PROJECT 実証実験』を実施しています。

今後も町民ニーズ調査などを行いながら、当町の特性に適合した次世代型交通サービスのあり方について検討していく必要があります。



中山トンネル（命の道）

## (2) 施策の体系



## (3) 主要施策

### ① 国道・道道の整備促進

主要幹線道路である国道 227 号の線形改良、特に中山トンネルの早期完成の実現化を国に強く要請します。

道道については、乙部厚沢部線歩道整備（赤沼町地区）の早期事業着手に向け、また、八雲厚沢部線の未改良部分の早期整備について道に要請します。

### ② 町道の整備

町道については、主要部分の整備は行き届いており、今後はきめ細かな住民ニーズの把握と維持補修に努めます。また、道路メンテナンスに伴う橋梁等の道路施設の補修工事等を促進します。

### ③ 安全で快適なみちづくり

冬期間における通行の安全を確保するため、除雪体制の充実を図ります。また、交通安全施設及び道路照明などの維持管理や整備充実を図り、安全で快適なみちの確保に努めます。

### ④ 公共交通機関の充実

民間路線バスの利便性向上による利用の促進を図り、その維持・存続に努めるとともに、厚沢部町地域公共交通計画を策定し、従来の公共交通サービスに加え、自家用有償旅客運送やスクールバス等、地域の多様な輸送資源を総動員し、地域住民の生活圏における移動ニーズにきめ細かく対応できる厚沢部町地域交通サービスの導入について検討を深めます。

### ⑤ 北海道新幹線の整備

分散型の国土形成のための基軸となる交通ネットワークであり、大規模災害における陸路での高速輸送に不可欠な新幹線の札幌までの開業が可能な限り早期に実現できるよう関係機関と連携し推進します。

## 4 上・下水道の整備

### (1) 現況と課題

水道施設については、水需要の増大や施設の老朽化への対応、災害時への対応、水質管理の充実などに努め、安全でおいしい水を安定的に供給できる体制を維持していく必要があります。

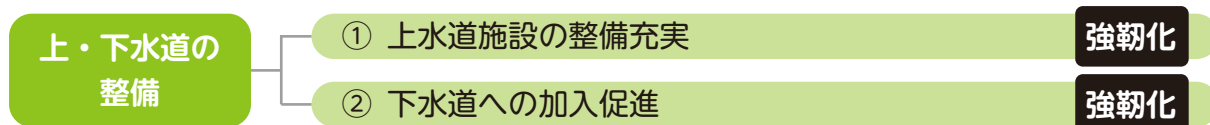
一方、排水処理は、農業集落排水事業による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理が行われています。個別処理については、集合型対象外地域において、合併処理浄化槽設置整備事業により、浄化槽整備を進めています。

今後も、安全で快適な生活環境と豊かな水環境を次世代に継承するため、これらの事業を推進していく必要があります。

当町では、簡水施設整備の更新事業の実施や厚沢部地区、赤沼地区の集排施設の機能強化事業の実施に力を入れてきました。一方、供用区域内の下水道への接続推進が不十分でした。

今後は、安全で快適な生活環境と豊かな水環境を次世代に継承するため、人口の減少による収入の減少を見据えた運営、施設の老朽化に伴う設備投資の財源確保、集排区域内の加入促進による収入の確保などを推進していく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 上水道施設の整備充実

災害発生時などに断水戸数が最小限になるよう、配水管網の計画的な更新を進めています。また、安定的に良質な水を供給するため、施設の適正な維持管理と水源地周辺の環境保全に努めます。

#### ② 下水道への加入促進及び施設整備充実

集合型処理区域において、農業集落排水への加入促進と施設の維持管理に努め、施設の機能強化を計画的に行い、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めます。その他の区域については、合併処理浄化槽設置のための補助を継続するとともに、設置促進のための啓発・PRの強化に努めます。

## 5 情報通信体制の充実

### (1) 現況と課題

情報通信技術の急速な進展は、経済分野だけにとどまらず、町民生活や教育、あるいは労働環境などの社会における様々な側面で大きな影響を与えています。

当町では、町の主要施設にパソコンを配置し、情報の共有化や、光ファイバー網の整備による町内全域における超高速・大容量通信を実現しています。

また、町ホームページにおける移住・長期滞在の情報提供システムの整備や学校教育における、GIGAスクール構想による児童・生徒1人1台のタブレット端末を活用した授業など、様々な分野での情報システムの導入を進めています。

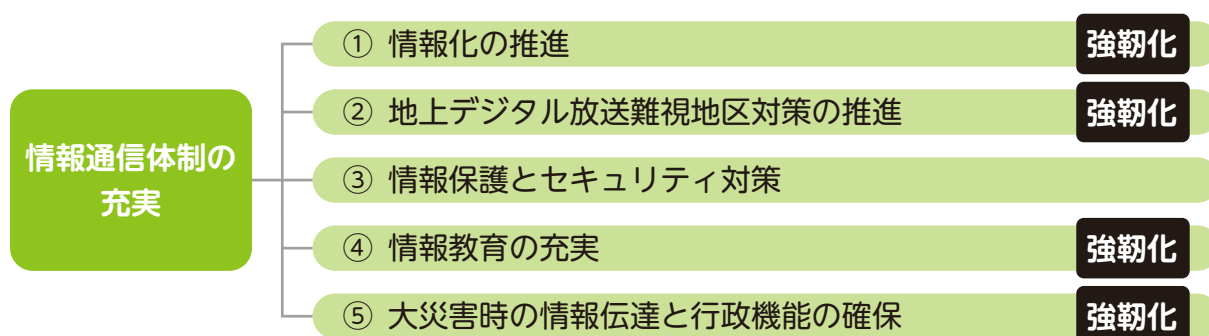
さらに、庁舎ネットワーク環境の整備にも力を入れ、各担当において必要な情報システムを導入し、行政ニーズに対応してきました。個人情報保護については、個人情報取扱業務WEBシステムを導入し適切に運用する基盤を整えています。

しかし、情報担当部署が設置されていないため、ネットワーク障害が発生した際に対応できないことがありました。

今後も、インターネットを活用した行政情報をいつでも、どこでも、誰でも閲覧・入手できる環境づくりをさらに進めるとともに、町民が容易に利用できる情報システムの整備を図り、町民間の情報格差の解消に努める必要があります。

また、情報通信技術の負の側面にも対応するため、年齢などによる情報格差の是正や個人情報保護、情報セキュリティ対策、情報担当部署の設置に向けた検討、庁内ネットワークの強靭化についても取り組んでいく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 情報化の推進

多様化する行政ニーズを的確にとらえ、行政事務のさらなる効率化を進めるため、行政の情報化をより一層推進するとともに、生活や福祉、生涯学習等暮らしに密接な分野における情報システムの構築を図ります。なお、情報化の推進にあたっては、町民の間で情報格差が生じないように、情報基盤の整備充実に努めます。また、児童生徒へは災害を想定した避難訓練を実施するとともに、保護者も含め町や各学校による安全対策を進めます。

#### ② 地上デジタル放送難視地区対策の推進

デジタル難視地区において、デジタル放送視聴のために必要な対策と整備を推進し難視地区の解消を図ります。

#### ③ 情報保護とセキュリティ対策

個人情報保護をはじめとする情報セキュリティ対策を講じ、安心して情報の相互活用ができるような環境づくりを推進します。また、情報保護に万全を期すため、個人情報などを扱う事業者に対し、情報管理の徹底を要請します。

#### ④ 情報教育の充実

高度情報社会に対応した人材の育成や町民の情報を活用する知識や能力の向上を図るため、学校や生涯学習の場において、情報教育の充実に努めるとともに、情報モラルを高める啓発を進めます。

#### ⑤ 大災害時の情報伝達と行政機能の確保

大災害時における情報伝達と行政機能を確保するため、バックアップに必要な環境整備など必要な取組を推進します。

IT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT部門の業務継続計画(IT-BCP)の策定や情報基盤の整備など必要な取組を促進します。



デジタル無線

## 6 移住・交流の推進

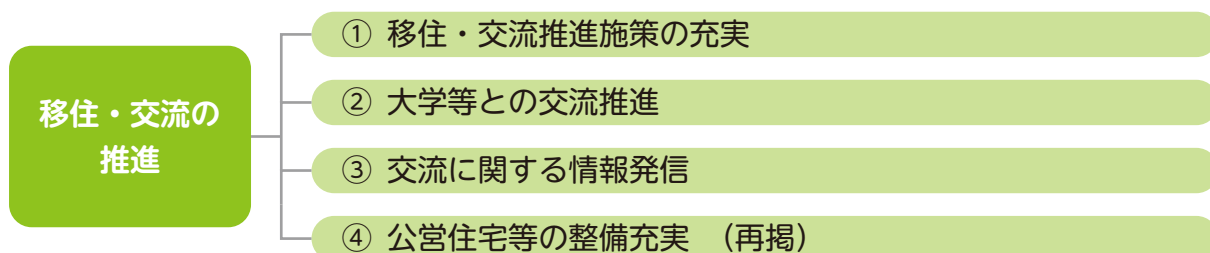
### (1) 現況と課題

当町では、「素敵な過疎のまちづくり」をテーマに様々な事業に取り組み、移住・交流の促進に努めています。短期滞在型「ちょっと暮らし事業」は、官民連携により当町への移住や二地域居住地として考えている人に、試験的に短期間居住してもらうものです。また、滞在型教育観光の構築を図るため、現在、3大学（愛知学院大学・中部学院大学短期学部・奈良教育大学）の学生が来町し、各大学の特徴を活かした取組をしています。こうしたアウトキャンパス事業については、地域住民への周知を進め、色々な世代の方を巻き込んだ取組をして、地域を活性化していく必要があります。

移住交流専用ホームページやSNS等を活用し、当町の魅力や移住・交流などイベントの情報発信を町外・道外に広くPRし、認知度向上に努め、移住・交流による滞留人口の拡大につなげています。

今後もこうした移住・交流施策を継続し、地域の活性化に努めていく必要があります。

### (2) 施策の体系



ちょっと暮らし住宅

### (3) 主要施策

#### ① 移住・交流推進施策の充実

「ちょっと暮らし事業」について、本事業のPRを強化するとともに、移住・交流者の多様なニーズに応える受入態勢の充実に図り、移住・交流人口の拡大を図ります。また、移住・交流推進に向けた研究セミナーの開催や、受け入れのための研修会などを開催し、魅力ある受入態勢の確保に努めます。

#### ② 大学等との交流推進

大学等の総合的学習「アウトキャンパススタディ」の継続に努め、ホームステイや体験学習、イベントなどを通して、学生と地域住民の交流を深めます。その中で学生・住民・行政参加型のワークショップなどを開催し、地域再生などについてのアイデア提供や意見交換を行い、今後のまちづくりに活かしていきます。

また、都市部の子どもたちを積極的に受け入れ、都会では体験することのできない農作業などの体験学習の機会を提供するとともに、地域住民との交流・ふれあいを育み、さらに多くの子どもたちに自然とのふれあいや田舎体験を経験してもらうために、修学旅行などの誘致に努めます。

#### ③ 交流に関する情報発信

移住交流専用ホームページ等を活用して、当町の魅力や移住・交流情報などを町外・道外に広くPRして、当町の認知度の向上を図り、移住・交流による滞留人口の拡大につなげていきます。

#### ④ 公営住宅等の整備充実

「公営住宅ストック総合計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき既存町営住宅の空き家整備や維持修繕を計画的に進め、良質な住宅ストックの形成と長寿命化を図ります。また、公営住宅の新築については、町民等のニーズなどを踏まえながら適宜検討を進めます。

なお、『移住者の獲得』において住環境の整備は大きな要素となります。公営住宅の整備のほか民間資本を活用した借上型町営住宅等新たな手法での整備、空き家の改修支援等を検討し、住環境の整備・充実に努めます。

## 第5章 町民が安心して安全に暮らし続ける町の実現

### 1 防災体制の充実

#### (1) 現況と課題

近年の当町における災害の発生状況は、大規模地震の発生はないものの、台風や集中豪雨によって、建物や農産物等に被害が生じています。

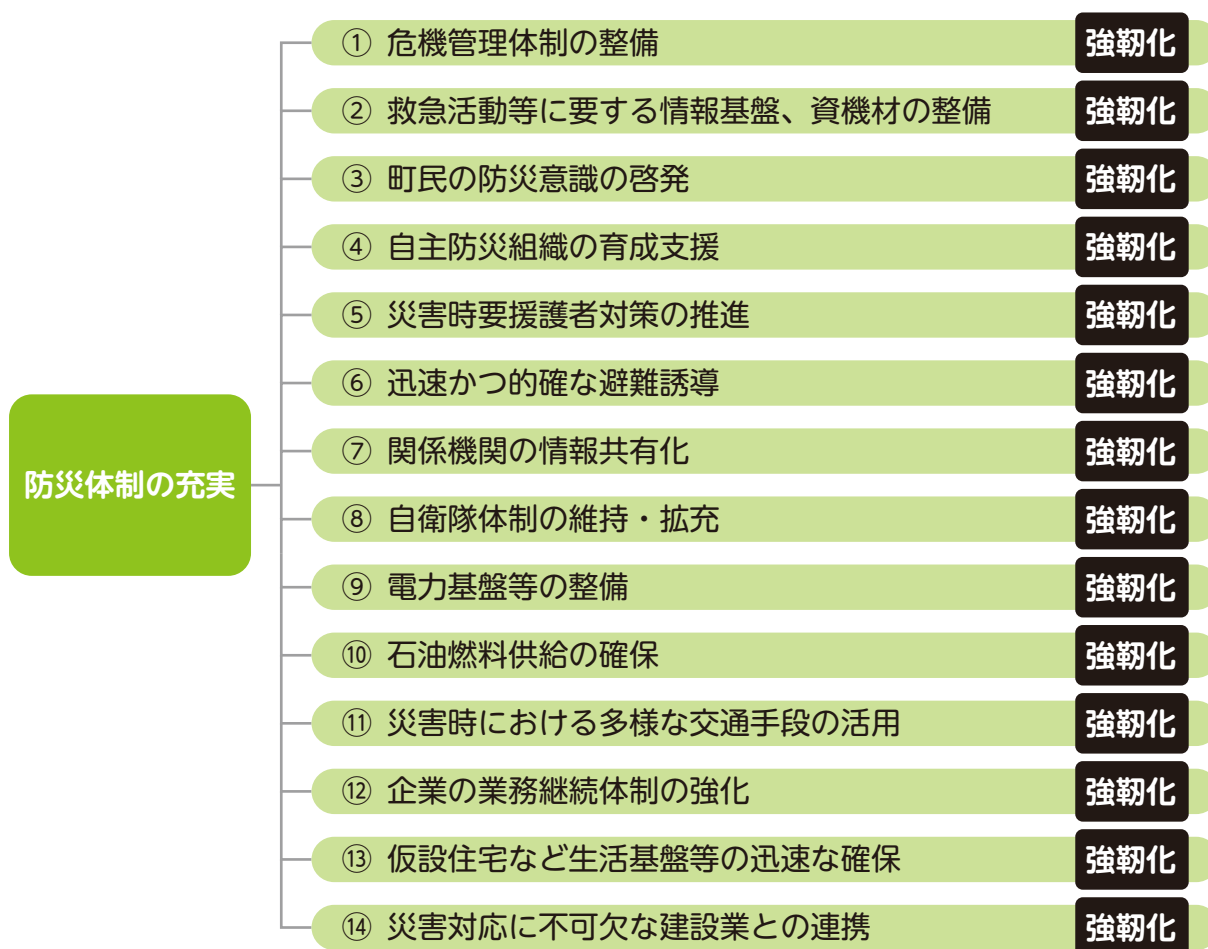
こうした中、町では地域防災計画を策定し、必要に応じて適宜見直しながら、これを基本に町の総合的な災害対策を進めています。

大規模な災害に対しては行政の及ぶ範囲に限界があり、被害を最小限に抑えるためには、地域での自主的な活動が大きな力となることから、日頃から地域での助け合いや協力体制を構築しておくことが重要です。

また、高齢者や障がいのある人など、災害時要援護者に対する地域ぐるみでの避難誘導や安全対策の充実も大きな課題の一つとなっています。

今後も、人口減に伴い、高齢化率が高くなる事が予想されるため、消防団含め防災組織が地域と密接な関係を維持し、町民一人ひとりの防災意識の高揚と防災知識の普及を図り、防災体制の強化・充実を図っていく必要があります。

## (2) 施策の体系



## (3) 主要施策

### ① 危機管理体制の整備

当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しと内容の充実を図り、本計画に基づきながら総合的な防災対策を推進します。また、職員一人ひとりの防災意識を高め、災害時等における危機管理能力の強化を図るとともに、関係機関等との広域的な相互応援体制の更なる強化に努めます。

さらに、災害時の避難情報等が迅速かつ正確に各世帯に伝達されるよう配信体制の充実を図ります。

### ② 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

災害に強いまちづくりを目指し、避難所等防災拠点となる建築物や水道、通信施設等のライフラインの耐震化・長寿命化を図ります。また、災害対策用非常食並びに各種応急資機材等の備蓄に努めるとともに、総合給食センターの食材等備蓄物を支援物資として活用する等の取組を進めます。

### ③ 町民の防災意識の啓発

防災マップの作成や配布、町民参加の防災訓練の実施、避難場所や避難路等の周知を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努めます。また、町内在住外国人への啓発と迅速な避難誘導のため英語を基本とした複数言語での避難場所等の周知方法を検討します。

地域の防災力の向上を図るため、防災関係機関と連携し自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、自主防災資機材の整備等を推進します。また、地域での防災訓練やハザードマップなどによる啓発・情報提供を充実し、「自分の命は自分で守る」という自助意識の定着化等、防災・減災意識の高揚を図ります。

### ④ 自主防災組織の育成支援

町内会などを中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう組織の充実を図るための指導・支援を図ります。また、自主防災組織による地域ぐるみの避難誘導體制の確立や、災害時ボランティアの育成及び支援を推進します。

### ⑤ 災害時要援護者対策の推進

災害発生時において、高齢者や障がいのある人、病弱者等、援護を必要とする人を的確に避難誘導するため、災害時要援護者避難支援プランに基づき、関係者で共有し、要援護者への的確な対応に努めます。

### ⑥ 迅速かつ的確な避難誘導

災害発生時において、町民の安全・迅速かつ円滑な避難を誘導し、人的被害の発生を防止するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成を図ります。

避難場所等未設置施設へのAEDの設置を進め住民に対して使用方法の講習会実施や災害避難用具の準備確保の啓発を進めるとともに、災害時における救援物資の確保・保管について検討します。

### ⑦ 関係機関の情報共有化

災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や町が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化します。

災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測態勢の充実を推進します。

災害時における行政機関の通信回線を確保するため、総合行政ネットワークの停電時対策等通信手段の多重化を促進します。

### ⑧ 自衛隊体制の維持・拡充

町内外の大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道など関係機関が連携した取組を推進します。

## ⑨ 電力基盤等の整備

災害時も含めた電力の安定供給を確保するため非常時にも対応可能な設備の導入・普及に努めるとともに電源の多様化・分散化を促進します。

電力需要の安定に関する取組を着実に実施するとともに、災害発生時において、停電の発生や復旧の目途などの情報を迅速に把握し、町民等へ発信するため、国・道や電気事業者との連携強化を図ります。

## ⑩ 石油燃料供給の確保

石油供給関連事業者と結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、情報共有や連携を促進します。

## ⑪ 災害時における多様な交通手段の活用

大規模災害にガソリン不足や交通渋滞の発生等により、災害時に利用可能な多様な交通手段の活用や被害状況の早期把握手法のあり方等について検討します。

## ⑫ 企業の業務継続体制の強化

自然災害による被害防止や縮小、強靱な地域づくりのため、建築物等の耐震化促進等の事前防災に努めるとともに、地域防災計画の見直しを行い、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し、防災・減災対策事業を促進します。また、災害時における経済活動の継続を確保するため、企業に対する専門家の派遣や事業継続計画の策定を促進するとともに、町と商工会が共同で事業継続力強化計画の策定に努めます。

## ⑬ 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保

仮設住宅用地等の供するものの所有者不明土地に関して、国・道の動向を踏まえながら、円滑な収用手続き等を検討します。また、住家の被害認定調査等の業務を円滑に推進します。

## ⑭ 災害対応に不可欠な建設業との連携

自然災害の発生により、障害物の除去や道路交通の確保及び河川の氾濫防止など迅速な対応が必要となることから、専門的な技術を有し地域事業にも精通する建設業との連携を強化します。

さらに、減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策等を着実に進めていくために、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組めます。

## 2 交通安全対策の充実

### (1) 現況と課題

当町では、春や秋の全国交通安全運動期間中において、町交通安全運動推進委員会や交通安全母の会などによるドライバーや新入学児童への交通安全の呼びかけ、人と旗の波作戦などを行っています。

今後も交通安全運動推進委員会や関係団体との連携を強化し、交通安全啓発活動や交通安全教育などにより、町民の安全意識の高揚を図る必要があります。

### (2) 施策の体系

交通安全対策の  
充実

① 交通安全意識の啓発

② 交通安全施設の整備充実

強靱化

### (3) 主要施策

#### ① 交通安全意識の啓発

交通安全運動推進委員会や交通安全母の会など、関係機関・団体と連携し、様々な機会を通じて、ドライバーや高齢者、小学生、幼児などに対する啓発活動や交通安全教育の推進や、新入学児童へ自転車用ヘルメットを贈呈し、交通安全対策及び意識高揚を図ります。

#### ② 交通安全施設の整備充実

危険箇所の点検・調査を行いながら、道路標識やガードレール、カーブミラー、街灯などの交通安全施設の整備を計画的に進めます。また、危険箇所への歩道の設置など、安全で快適な道路環境づくりを推進します。



全国交通安全運動

## 3 防犯体制の充実

### (1) 現況と課題

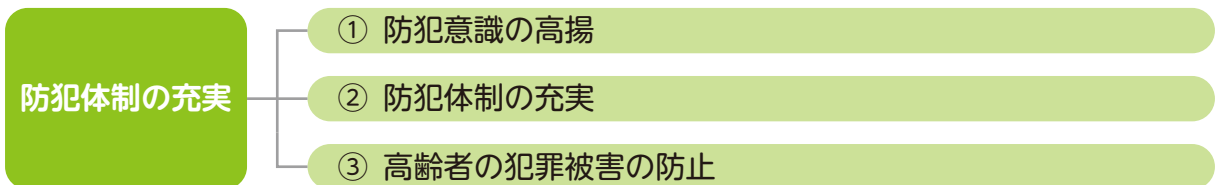
当町では、町内会連絡協議会による“青色回転灯装備車”による防犯パトロールの実施など、防犯パトロール体制の強化に努めています。

また、振り込め詐欺や不法侵入の防犯意識を高めるため、ビデオ上映などによる体験実践型防犯教室を開催し、犯罪の予防と被害の未然防止に努めています。

さらに、防犯街路灯の増設などにより、町民の安全を図っています。

今後も、これら防犯対策の充実を図るとともに、「厚沢部町安全で安心なまちづくり条例」の指針などを踏まえ、町民、地域、関係機関、行政が一体となって、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 防犯意識の高揚

町広報紙やパンフレットなどを活用した広報啓発をはじめ、防犯教育の推進や犯罪情報の提供などにより、町民の防犯意識のさらなる高揚を図ります。

#### ② 防犯体制の充実

町内会連絡協議会による「防犯パトロール」の強化を図ります。また、通学路等に防犯カメラを設置し、地域の防犯体制強化や防犯街路灯の増設などにより、犯罪の生じにくい環境づくりに努めます。

#### ③ 高齢者の犯罪被害の防止

高齢者をねらった犯罪防止対策として、福祉委員などによる高齢者宅へのふれあい訪問や声かけ、老人クラブ活動を利用した注意喚起の実施、防犯教室の開催など、防犯対策の充実を図ります。

## 4 消防・救急体制の充実

### (1) 現況と課題

近年の当町における出火件数は少ないものの、町域の8割を山林が占めることや高齢者のみ世帯が多いなど、火災拡大の危険性があることから、火災予防体制の一層の充実に努める必要があります。

当町の救急搬送の約75%が60歳以上であり、函館市内の専門的な病院での治療も増加すると思われます。救急搬送は200件をベースに毎年8%程度の増減を繰り返しており、今後も同様に推移すると思われます。

当町の常備消防は1署、2分遣所を設置し、消防団については、3分団から構成されており、相互に連携しながら消防活動を行っています。

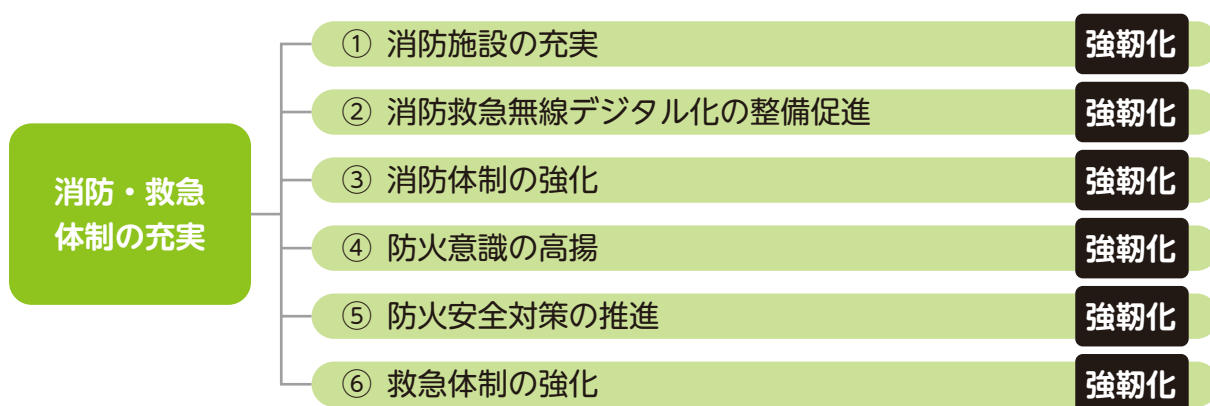
当町では、迅速・的確な消防・救急活動を展開するため、これまでに、消防救急無線のデジタル化をはじめ、サイレン吹鳴装置の整備や小型動力付水槽車の導入、救急車の更新などを実施してきました。

また、林野火災の防止呼びかけや、婦人防火クラブによる防火意識の向上を図る取組などを推進してきました。

救急活動については、年々増加する救急需要に対応できるよう、救急救命士の採用と養成を図るとともに、AED（自動体外式除細動器）実習講習会の開催など、町民に対する応急手当の普及啓発に努めてきました。

今後も、町民の生命、財産の安全を確保するため、町民の防火意識を高めるとともに、消防・救急体制の充実に努めていく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 消防施設の充実

消防車両更新年次計画に基づき、消防車両の更新を計画的に進めます。また、消防水利を確保するための防火水槽及び消火栓の年次的な整備や、消防水利の確保を図ります。

#### ② 消防救急無線デジタル化の整備

消防救急無線は多様なデータ通信ができるデジタル通信方式が平成 27 年 12 月に整備・導入されましたが、災害時に安定運用するため施設の維持管理に努めるとともに、高度な情報共有と組織的、広域的な災害防除活動を図ります。

#### ③ 消防体制の強化

青年層の消防団活動への積極的な参加を促進し、地域に密着した消防団の強化と活動の活性化を図ります。また、消防職員の技術向上に努め、人材の育成を図ります。

#### ④ 防火意識の高揚

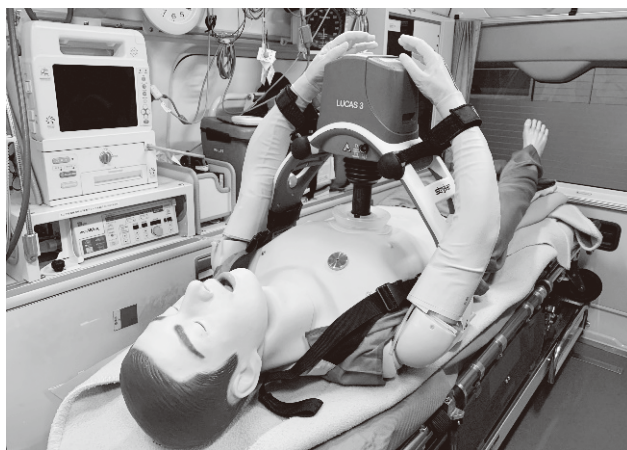
幼年や婦人防火クラブの育成強化を図り、火災予防の普及及び防火意識の高揚を図ります。また、町内会ぐるみの防火意識の高揚を図ります。

#### ⑤ 防火安全対策の推進

高齢者世帯やひとり暮らし高齢者世帯の住宅防火診断や防火指導の充実を図るとともに、火災の早期発見、初期消火、延焼防止などのため、住宅用火災警報器や消火器などの住宅用防災機器の普及に努めます。

#### ⑥ 救急体制の強化

高度化、多様化する救急救命業務に対応するため、救急救命士の育成及び資質の向上と高規格救急車の導入等救急体制の強化に努めるとともに町民が突然のケガや病気で倒れた人に対して適切な応急措置を施せるように A E D 実習講習会の開催と参加を呼びかけ、救命知識の普及を図ります。また、医療機関との連携を強化し迅速かつ的確な情報の収集・伝達に努めます。



自動心臓マッサージ機器

## 5 治山・治水対策の推進

### (1) 現況と課題

当町には、土砂災害警戒区域が 27 か所、土砂災害特別警戒区域が 17 か所など、災害が起こりやすい箇所が存在しています。

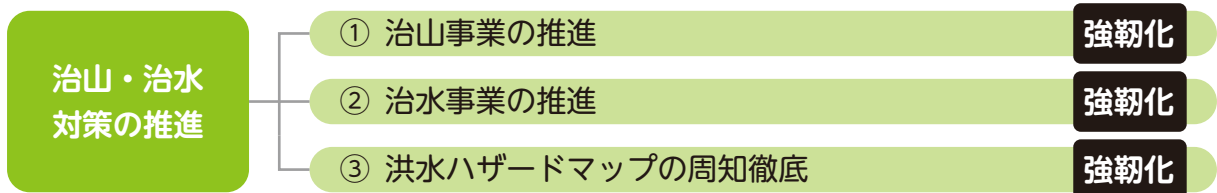
また、町内を流れる厚沢部川水系の 2 級河川厚沢部川と鶉川、安野呂川の一部は、水防上特に注意を要する箇所である重要水防箇所に位置づけられています。

これらの河川では、大雨による氾濫で度々浸水被害が発生するため、現在、道が河川改修工事を進めています。

さらに、町では、大雨で堤防が決壊したときに、浸水が予想される区域や避難場所、防災基礎知識などの情報を掲載した「洪水ハザードマップ」を作成し、町内全世帯に配布しました。

今後も、自然災害から人命や財産を守るため、自然環境に配慮しながら治山・治水事業のより一層の充実を図る必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 治山事業の推進

国・道等関係機関と連携して、自然環境に配慮しつつ、地すべり・がけ崩れ等警戒区域などの治山事業を推進します。

#### ② 治水事業の推進

厚沢部川水系の改修について、「豊かな自然環境との共生を目指して、厚沢部川」(厚沢部川水系河川整備協議会)の指針に基づいて、引き続き整備を推進し、早期完成を目指します。

#### ③ 洪水ハザードマップの周知徹底

町民に洪水ハザードマップが浸透するよう、洪水ハザードマップの周知や防災訓練での活用、学校教育での活用など、継続的な啓発活動を推進します。

## 6 環境保全の推進

### (1) 現況と課題

当町は、町土の多くを森林が占めており、豊かな自然環境を形成しています。

町内には、厚沢部川をはじめ糠野川、鶉川、安野呂川などの清流が存在しています。

清流と美しい水辺環境を守るため、河川資源保護振興会等による厚沢部川の清掃などが行われており、今後も町民と行政が一体となった自然保護意識の共有により、美しい河川環境を維持していく必要があります。

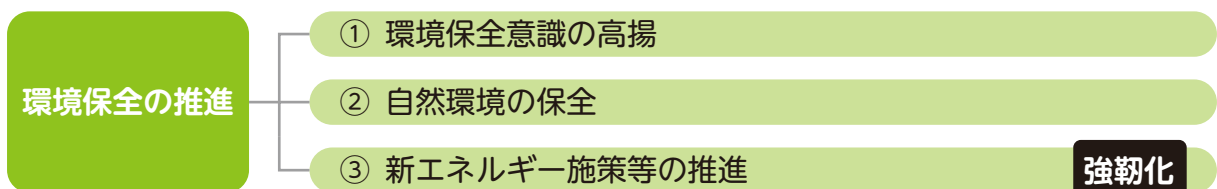
一方、地球レベルでの環境問題が深刻化する中で、化石燃料への依存から脱却し、資源循環型のエネルギー利用への転換を図ることが求められています。

当町では、林地残材や木屑など、木質バイオマス資源の活用方法を検討し、木質ペレットの生産やペレットストーブ、チップボイラーの導入を促進してきましたが、その多くは公共施設での整備であり、一般家庭での需要は多くなく、木質バイオマスエネルギーの利活用が大きく前進したとは言えません。

また、民間による焼酎かすを活用し、ハウス栽培の暖房に利用されています。

今後も地球全体の環境保全において、再生可能エネルギーの利活用推進は最重要課題であり、太陽光・風力・木質バイオマスなど、様々なエネルギーを総合的な推進を図ることが必要です。そのために、町民全体の環境意識高揚のため、新エネルギーに関する情報や施策を継続して提供していくことが求められます。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 環境保全意識の高揚

当町の豊かな自然を次世代に継承するため、環境教育を推進するとともに、町民主体の学習会や保全活動を支援し、自然環境に対する町民意識の高揚に努めます。

#### ② 自然環境の保全

土橋自然観察教育林（レクの森）など優れた自然環境や多様な生態系を保全するため、道路整備や治山・治水事業などの実施に際しては、環境に配慮した整備に努めます。また、地域や関係団体、学校などと協力し、美化活動を推進するとともに、不法投棄に対する監視体制の強化を図ります。

#### ③ 新エネルギー施策等の推進

地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を推進します。公共施設や一般家庭、事業所などに、ペレットストーブやペレットボイラーの導入を促進し、木質バイオマスエネルギーの利用拡大に努めます。

また、新エネルギーや省エネルギーに関する情報を提供し普及・啓蒙に努めるほか、「厚沢部町バイオマスタウン構想」に基づき持続可能な循環型社会を目指して、バイオマスの利活用を推進していきます。

太陽光や小水力、温泉熱、廃棄物の電力や熱利用など、当町におけるエネルギーの多様化に向けた取組を促進します。



厚沢部川

## 7 ごみ・し尿処理体制の充実

### (1) 現況と課題

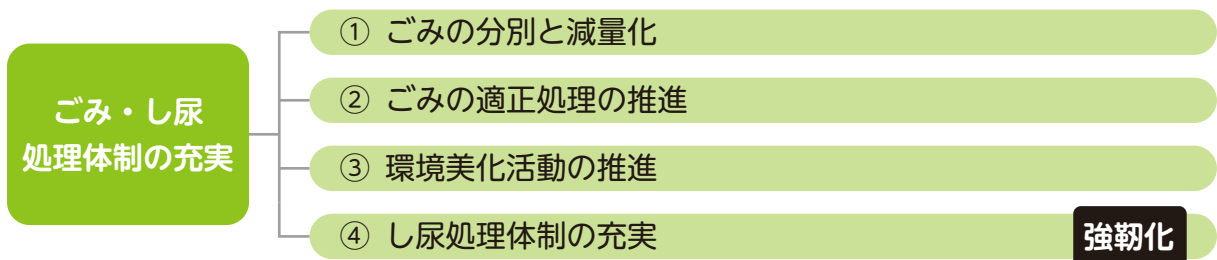
これからの時代は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする社会を見直して、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

当町のごみ及びし尿の処理は、南部檜山衛生処理組合で広域的な体制により共同処理しています。

ごみの収集・処理にあたっては、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、大型ごみなどに分別を行い、ごみの減量とリサイクルを推進しています。

今後も資源循環型社会の実現を目指し、ごみの減量とリサイクルを徹底していくとともに、マナーの向上と町民の環境美化意識の高揚および民間事業者等の協力により適切なリサイクル事業推進を図っていく必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① ごみの分別と減量化

ごみの発生を抑制するため、生ごみの減量・堆肥化やバイオマスとしての利活用を検討します。また、ごみの分別やリサイクルの徹底を図るとともに、ゴミ出しマナーについて、広報紙などを通じて積極的な啓発を推進します。

さらに、事業者にも協力を求めながら、簡易包装の推進や事業ごみの排出抑制と分別の徹底などを図ります。

#### ② ごみの適正処理の推進

ごみの不適正排出や不法投棄を防止するため、町民への広報啓発や巡回パトロールなどの監視体制の強化を図ります。

#### ③ 環境美化活動の推進

町内一斉の「ポイ捨てゼロの日」クリーン作戦など、環境美化啓発活動を継続して推進します。また、町民の自主的な環境美化活動や地域ぐるみの清掃活動などを支援し、地域社会全体でごみのない美しいまちづくりを推進します。

#### ④ し尿処理体制の充実

今後とも広域的な連携のもと、し尿処理体制の充実を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理に努めます。

## 第6章 行財政改革のさらなる推進と町民のまちづくりへの参画・参加促進

### 1 効率的で健全な行財政運営

#### (1) 現況と課題

過疎化、少子高齢化社会の到来、急速な情報化の進展、生活様式の高度化等により、ますます複雑化、多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、計画的で効率的な行財政運営が求められています。

また、本格的な地域主権時代を迎え、厳しい財政状況のもと、自らの手で個性豊かで魅力あるまちづくりを推進していくためには、中長期を見据えた安定した財政運営を行うことが不可欠です。

当町では、「厚沢部町行財政改革大綱」を策定し、本大綱に基づき、事務事業や組織・機構の見直し、定員管理の適正化などに取り組んでいます。

今後も、これまでの成果を踏まえつつ、事務事業や組織・機構の見直し、定員管理の適正化、職員の資質向上など、行財政改革を継続的に実施していく必要があります。

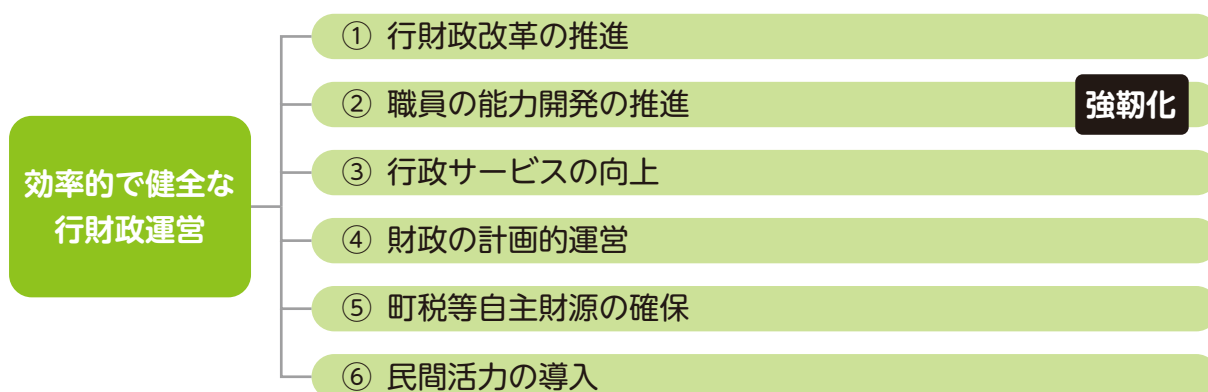
また、人口減少の抑制に資する事業はもちろんですが人口が減っても地域が持続できるよう人口規模に合わせた仕組みづくり、行財政運営が必要になります。

さらに、公共施設やインフラ施設の老朽化対策が今後の町財政に大きな影響を与えることが予想されます。公共施設等総合管理計画や令和2年度策定予定の施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、中長期的な施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要があります。



まちづくり座談会

## (2) 施策の体系



## (3) 主要施策

### ① 行財政改革の推進

「厚沢部町行財政改革大綱」に基づき、人員の適正管理や組織の効率化、事務事業の見直しなどに積極的に取り組み、最小の経費で最大の効果をあげる簡素で効率的な行財政運営を推進していきます。また、職員のコスト意識と儉約意識を徹底し、事務経費の削減に取り組めます。

### ② 職員の能力開発の推進

職員の広い視野と柔軟な発想、政策形成能力や企画能力を高めるため各種研修への参加や人事交流を推進し、職員の意識改革を図るとともに、地域主権時代に対応できる人材を育成します。

### ③ 行政サービスの向上

窓口等での職員の接遇向上を図り、町民の立場に立った親切・丁寧なサービスの提供に努めるとともに、行政のワンストップ化を進め、町民の利便性向上を図ります。

### ④ 財政の計画的運営

限られた財源で最大の効果を挙げるため、中・長期の財政見通しに基づき、町民ニーズや施策の優先度、緊急度、投資効果などを勘案した予算の重点化・効率化を図るなど、計画的な財政運営を推進します。

### ⑤ 町税等自主財源の確保

自主財源の中で大きな比重を占める町税については、課税客体を正確に把握して、適正・公平な課税・徴収に努めるとともに、「厚沢部町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例」に基づき、納税意識の高揚を図ります。また、自主財源の拡大を図るため、新規企業の誘致や既存産業の活性化、定住人口確保のための施策を推進します。

### ⑥ 民間活力の導入

民間が参入することで効率性やサービスの質が高まる分野については、業務の委託や指定管理者制度による公共施設の管理委託、さらには地方創生事業の活用など、多様な手法で民間活力の導入に努めます。

## 2 開かれた行政

### (1) 現況と課題

町民との協働のまちづくりを推進していくためには、開かれた行政運営が必要です。

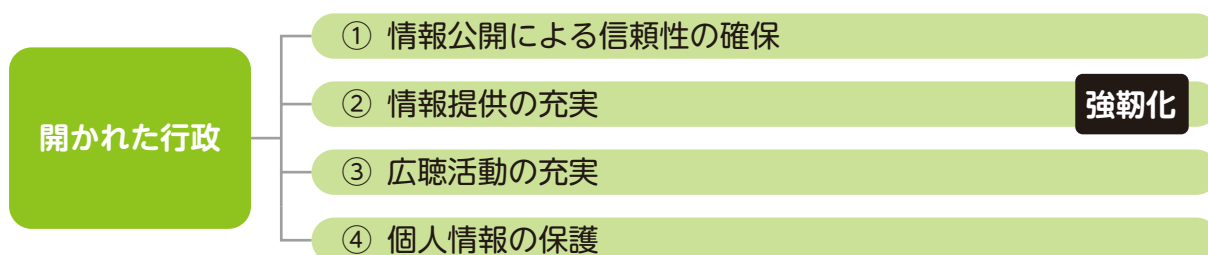
町民の町政に対する信頼を築くためには、町政運営に関する情報公開をより一層進めるとともに、わかりやすい多様な手段による広報・広聴活動の充実や町民の意見・要望などの把握に努める必要があります。

町民への情報提供は、「広報あっさぶ」や「議会だよりあっさぶ」、ホームページ、SNSなどにより、積極的に行っています。

さらには、町民との双方向の情報交換の場として、「まちづくり座談会」を開催し、住民との直接対話の機会を設けていますが、若年層の参加者が少ない現状にあります。

このため、若年層や勤労者も参加しやすい環境づくりや広報・広聴のあり方などについて検討し、各種計画策定や事業運営などの行政活動への積極的な参加を推進する必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 情報公開による信頼性の確保

情報公開条例の適正な運用及び活用を推進し、透明性の向上に努め、行政への信頼を確保します。

#### ② 情報提供の充実

若年層や勤労者が参加しやすいよう、「まちづくり座談会」の開催形態の見直しを図るとともに、積極的な情報提供に努めます。また、「広報あっさぶ」などの情報内容の充実や町ホームページの充実を図ります。

#### ③ 広聴活動の充実

ワークショップやパブリックコメント、インターネット、SNSを活用した広聴活動の充実により、町民ニーズの把握に努め、政策立案への的確な反映を図ります。また、審議会や委員会の委員の公募や町民意識調査の実施などにより、政策形成段階から見直しまでの町民参画を推進します。

#### ④ 個人情報の保護

個人情報の漏洩などを防止し、厳格な保護に努め、行政への信頼確保に努めます。

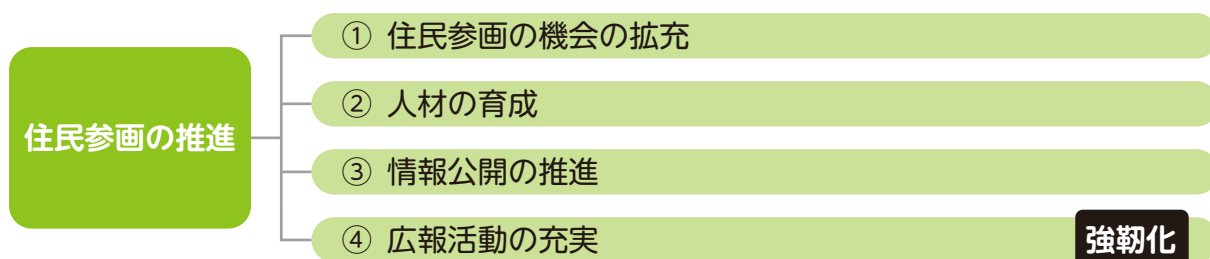
## 3 住民参画の推進

### (1) 現況と課題

当町では、町民と行政の協働でのまちづくりを目指し、「まちづくり座談会」の開催や、「洪水ハザードマップ」作成に係るワークショップの開催など、住民参画の機会充実に努めてきました。

今後もこうした取組を継続するとともに、インターネットなどを活用した意見収集など、多様な手段・手法による住民参画を促進する必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 住民参画の機会の拡充

町民の積極的な町政への参画を促進するため、「まちづくり座談会」の継続的な開催や各種委員会等委員の公募、ワークショップ、パブリックコメントの実施など、町民の意見が行政の意思決定過程に参画できる機会の拡充に努めます。

#### ② 人材の育成

コミュニティ活動やまちづくり活動を活発にするためには、まちづくりのリーダーなど、組織を担う人材の育成が重要です。このため、ボランティア体験学習やリーダー研修、広報啓発活動など、まちづくり活動に必要な知識や技術を身につけることができる機会や場の充実に図ります。

#### ③ 情報公開の推進

町民の行政に対する理解を深めて、町民主体のまちづくりを推進するため、町の事業の実施状況や施策の検討状況、事業の評価などについて、個人情報保護やセキュリティにも十分配慮しながら、情報公開の推進に努めます。

#### ④ 広報活動の充実

町の行財政運営などに関して、広く町民の理解を得るため、読みやすくわかりやすい広報紙づくりやリーフレットなどの充実に努めます。また、ホームページやSNSの活用を推進する等、新たな情報伝達手段の有効活用に努めます。

## 4 コミュニティの活性化

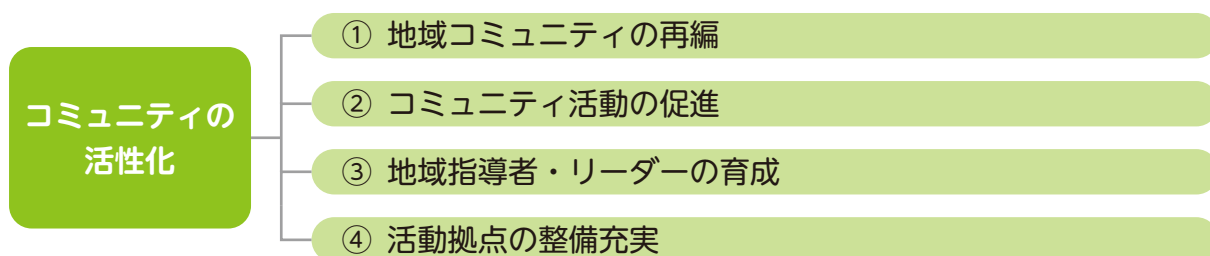
### (1) 現況と課題

少子高齢化や核家族化の進行、人々の価値観が多様化する中で安心して地域で暮らしていくために、地域コミュニティの役割はますます重要になっています。

当町では、20の町内会とこれらを統括する町内会連絡協議会が組織されており、各町内会において、伝統行事や地域ごとのコミュニティ活動が展開されています。しかし、地域ごとのコミュニティ活動は、過疎化や人口減少により、参加・活動するメンバーが固定化しているなか、高齢化も進んでいるのが実情です。

このため、今後は、新たな地域コミュニティのあり方を検討していくとともに、町内会やボランティアグループなどの活動を支援し、多様なコミュニティ活動の推進とコミュニティの活性化を図る必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 地域コミュニティの再編

人口減少や高齢化の進行などにより、組織や活動の持続困難な町内会については、地域コミュニティの範囲の再編について検討し、新たなコミュニティ組織の形成を図ります。

#### ② コミュニティ活動の促進

若い世代の町内会への加入や活動への参加を呼びかけます。また、地域住民相互の連帯感や信頼感を高めていくことができるよう、祭りや行事、防犯活動、清掃・美化活動などの活発な展開を推進するとともに、活動の支援を図ります。

#### ③ 地域指導者・リーダーの育成

各種養成講座や研修会などの実施により、コミュニティ活動の中心となる指導者やリーダーの発掘・養成を図ります。特に、次代を担う若年層の発掘・養成に努めます。また、防犯活動や清掃・美化活動など、地域に根ざした活動を推進することにより、住民の地域への認識を深め、活動への参画意識の高揚に努めます。

#### ④ 活動拠点の整備充実

コミュニティ活動の拠点・交流の場として、ふれあいセンターなどの機能充実や既存設備の有効活用を図ります。

## 5 男女共同参画社会の形成

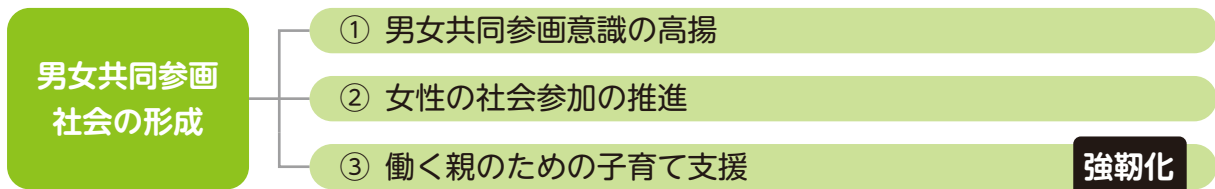
### (1) 現況と課題

当町では、女性の社会参加に向けて様々な施策を推進し、町内の女性団体のネットワーク形成や女性のための学習活動を展開しています。

また、町内の一部地区では、安心して女性が働ける環境に寄与できる学童保育一体型放課後子ども教室を運営し、コーディネーターが新しいプログラムを取り入れるなど、充実を図っています。

今後、少子高齢化が一層進む中で、男女共同参画はさらに重要性が増すことが予想されることから、地域の特性を活かした男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む必要があります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 男女共同参画意識の高揚

学校や家庭、職場、地域社会など、あらゆる場や機会を通じて、町民の男女平等観の醸成に努めます。

#### ② 女性の社会参加の推進

男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発を行うとともに、職場における労働条件や環境整備に向けた啓発を図り、働く場での男女平等を促進します。また、育児・介護休業制度の周知・活用促進や男性を含めた多様な働き方についての啓発を進め、家庭生活と職業生活との両立を支援します。

行政においては、政策・方針決定過程に女性の参画を進めるとともに、男女共同参画の視点に立った計画立案や施策の実施に努めます。

#### ③ 働く親のための子育て支援

働く女性の就労を支援するため、保育一体型放課後子ども教室の全町展開の検討や認定子ども園での子育て相談体制の強化など、働く親のための子育て支援策の充実を図ります。

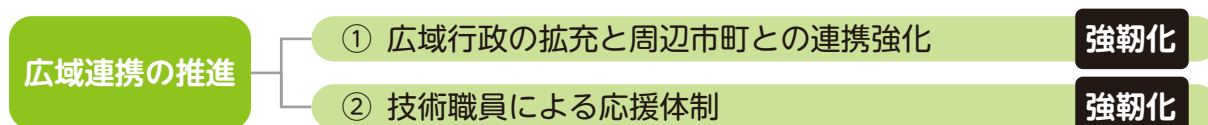
## 6 広域連携の推進

### (1) 現況と課題

檜山管内の自治体をはじめとして近隣自治体はいずれも過疎に悩まされており、行政の一層の効率化が課題となっています。こうした課題に地域が一体となって取り組み、地域住民のニーズにきめ細かくこたえていく体制を維持することが求められています。

そのため、従来に増して広域行政に積極的に取り組み、行政サービスの効率化を図ります。

### (2) 施策の体系



### (3) 主要施策

#### ① 広域行政の拡充と周辺市町との連携強化

多様化・高度化する町民ニーズに対応し効果的で効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、近隣市町との連携を密にし、一部事務組合や広域連合等による共同事務処理の拡充に努めます。また、地域の共通課題に取り組むため、周辺市町との連携を強化し、広域的な事業の推進を図ります。

#### ② 技術職員による応援体制

道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため道と一定の規模以上の道内市町村による連絡会議が設置されており、引き続き連絡会議の枠組みを活用した応援体制の強化を図ります。



# 資料編





## これまでの策定作業の経緯

| 日 程               | 経 緯                            | 人 数     |
|-------------------|--------------------------------|---------|
| <b>令和元年</b>       |                                |         |
| 12月12日～<br>12月27日 | 町民アンケートの実施                     | 回答 443名 |
| <b>令和2年</b>       |                                |         |
| 2月 5日～<br>2月19日   | パブリックコメントの実施                   | 回答 1名   |
| 2月 5日             | 商工会青年部ヒアリング                    | 6名      |
| 2月 7日             | 農協青年部ヒアリング                     | 6名      |
| 2月18日～<br>2月20日   | 役場職員青年層ヒアリング                   | 12名     |
| 3月 2日             | 庁内で総合計画策定委員会及びプロジェクトチーム設置要綱を制定 | —       |
| 3月 6日～<br>3月18日   | 庁内各セッションとのヒアリング実施              | —       |
| 6月 1日             | 総合計画策定に係る策定委員会及びプロジェクトチームの設置   | —       |
| 6月10日             | トップインタビューの実施                   | —       |
| 7月29日             | 第1回総合計画策定審議会（諮問）               | 20名     |
| 7月29日             | 町民ワークショップの実施                   | 18名     |
| 7月30日             | プロジェクトチームへ作業依頼                 | —       |
| 10月14日            | 第1回総合計画策定委員会                   |         |
| 12月15日            | プロジェクトチームへ素案の修正依頼              | —       |
| <b>令和3年</b>       |                                |         |
| 1月21日             | 第2回総合計画策定委員会                   |         |
| 2月 8日             | 第2回総合計画策定審議会                   | 20名     |
| 3月 3日             | 第3回総合計画策定委員会                   |         |
| 3月15日             | 議員協議会で説明                       |         |
| 3月16日             | 第3回総合計画策定審議会                   | 20名     |
| 3月29日             | 第4回総合計画策定審議会（答申）               | 17名     |

令和2年7月29日

厚沢部町総合計画策定審議会長 様

厚沢部町長 渋田正己

## 第6次厚沢部町総合計画策定審議に関する諮問について

私たちは、幾世の先人たちが築き上げ、受け継いできた文化、歴史、産業、人情を重んじ、さらに時代とともに発展させ、「魅力ある住みよい厚沢部町」として次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

厚沢部町素敵な過疎のまちづくり基本条例を基本としつつ、町民の参加と協働によるまちづくりを推進し、厚沢部町に「住んでよかった」、「住んでみたい」、「いつまでも住み続けたい」と思える、安全で安心して暮らせる、個性豊かで活力に満ちた「素敵な過疎のまち」を実現するため、第6次厚沢部町総合計画策定審議を諮問します。

なお、本計画の策定審議にあたりましては、次の事項に御配慮願います。

### 記

1. 計画の名称 第6次厚沢部町総合計画
2. 計画の区分
  - (1) 基本構想 厚沢部町発展の方向付けを、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標とする、10カ年を展望した基本的目標と構想の樹立
  - (2) 基本計画 基本構想の方向に基づく基本となる計画の樹立

## 第6次厚沢部町総合計画策定審議会答申書

令和3年3月29日

厚沢部町長 洪田正己様

第6次厚沢部町総合計画策定審議会  
会長 笹谷勝博

令和2年7月29日付をもって諮問を受けた第6次厚沢部町総合計画について、当審議会は、厚沢部町総合計画策定審議会運営規則に基づき、令和3年度から令和12年度までの10年間における厚沢部町のあるべき姿を展望しつつ、総合的に審議した結果、基本構想並びに基本計画については、適当であると認めましたので、この旨答申する。

昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちのあたり前だと思われていた生活が激変し、社会及び経済情勢が大きく変化する中、厚沢部町が将来に向けて持続的に発展していくため、町民の声に耳を傾け、共に手を取り合い、町民と行政が一体となって素敵な過疎のまちづくりが推進されることを切に望む。

なお、審議過程において、下記のとおり意見が出されましたので、付帯意見としてこれを付す。

### 記

#### <付帯意見>

1. 基本構想並びに基本計画に掲げた目的達成のため、町民の声を幅広く反映させる等、協働のまちづくりを進め、より実効性のある施策の実施に努められたい。
2. 当町の基幹産業である農業において、新規就農者や後継者等の担い手確保対策の更なる充実と、ICTを活用したスマート農業の普及や生産基盤の整備等、持続可能な厚沢部農業の実現に努められたい。
3. 新型コロナウイルス感染症等の影響で、既存商工業者の経営は厳しさを増している。地域に密着した商工業者は、日常生活の利便性や地域の活性化に欠かすことのできないものであり、商工業を持続させ、後世に残すためにも町独自の支援策を実施し、経営の安定化及び担い手の確保に努められたい。
4. 町の人口減少などにより当町の児童数は減少してきている。子どもたちにとって望ましい教育の在り方について、ビジョンを示しながら地域住民と十分協議し、充実した教育環境の整備に努められたい。
5. 町民が安心して暮らすためには地域医療・福祉・介護の充実は欠かせないものである。福祉サービスのより一層の充実と医療従事者や介護サービス従事者の確保に向けた施策の展開に努められたい。

## 第6次厚沢部町総合計画策定審議会委員名簿

| 番号 | 所 属                    | 役 職         | 氏 名     | 備 考     |
|----|------------------------|-------------|---------|---------|
| 1  | 町議会総務文教委員会<br>厚沢部商工会   | 委員長<br>会 長  | 高 田 一 弥 | ◎       |
| 2  | 町議会産業厚生委員会             | 委員長         | 浜 塚 久 好 | 副会長     |
| 3  | 農業委員会                  | 会 長         | 外 崎 明   | ◎       |
| 4  | 教育委員                   | 委 員         | 佐 藤 祐 子 |         |
| 5  | 社会教育委員                 | 委員長         | 近 藤 良 信 | ◎       |
| 6  | 民生委員・児童委員兼福祉委員         | 主任児童委員      | 谷 口 匡佐子 |         |
| 7  | 町内会連絡協議会<br>町支えあい推進協議体 | 会 長         | 笹 谷 勝 博 | ◎<br>会長 |
| 8  | 土地改良区                  | 理事長         | 下川部 耕 二 |         |
| 9  | 厚沢部商工会女性部              | 部 長         | 山 田 幸 子 |         |
| 10 | 厚沢部商工会青年部              | 部 長         | 山 下 礼   |         |
| 11 | JA 新はこだて厚沢部基幹支店        | 支店長         | 細 畑 幸 治 | ◎       |
| 12 | JA 新はこだて厚沢部基幹支店女性部     | 部 長         | 佐 藤 美登子 |         |
| 13 | JA 新はこだて厚沢部基幹支店青年部     | 部 長         | 松 橋 健太郎 |         |
| 14 | 厚沢部町観光協会               | 会 長         | 前 井 敏 弘 | ◎       |
| 15 | 厚沢部町建設協会               | 会 長         | 能登谷 謙 一 |         |
| 16 | 森林組合                   | 代表理事<br>組合長 | 庄 山 信 正 |         |
| 17 | 道南うみ街信用金庫 厚沢部支店        | 支店長         | 高 木 智 歩 |         |
| 18 | 特別養護老人ホーム「あっさぶ荘」       | 施設長         | 竹 中 学   |         |
| 19 | 介護付有料老人ホーム「ゆいま～る厚沢部」   | ハウス長        | 赤 石 美知子 |         |
| 20 | 社会福祉協議会                | 事務局長        | 尾 山 君 兆 |         |
| 21 | こども園父母の会               | 会 長         | 前 田 潤 子 |         |
| 22 | 連合PTA                  | 会 長         | 三 原 誓 史 |         |
| 23 | 素敵な過疎づくり（株）            | 室 長         | 森 稔 彦   | ◎       |
| 24 | 素敵な過疎づくり（地域おこし）協力隊（OB） |             | 阿 部 隆 二 |         |
| 25 | 素敵な過疎づくり（地域おこし）協力隊     |             | 中 村 和 恵 |         |

※◎は『第2期厚沢部町まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会』の委員

|     |             |         |
|-----|-------------|---------|
| 事務局 | 副町長         | 竹 村 寛 仁 |
|     | 総務政策課長      | 朝 倉 秀 美 |
|     | 総務政策課政策振興係長 | 三 戸 康 彰 |
|     | 総務政策課政策振興係  | 蛭 名 拓 斗 |

## 第6次厚沢部町総合計画策定委員会

| 役職名          | 氏名    | 担当専門委員会名 | 備考  |
|--------------|-------|----------|-----|
| 副町長          | 竹村 寛仁 |          | 委員長 |
| 教育長          | 鈴木 聡  |          | 参与  |
| 総務政策課長       | 朝倉 秀美 |          | 事務局 |
| 税務財政課長兼会計管理者 | 合浦 博昭 | 建設専門委員会  |     |
| 出納課主幹        | 森 ゆかり | 社会専門委員会  |     |
| 保健福祉課長       | 三橋 玲子 | 社会専門委員会  |     |
| 保健福祉課長補佐     | 木村 千律 | 社会専門委員会  |     |
| 保健福祉課主幹      | 沼下 利広 | 社会専門委員会  |     |
| 農林商工課長       | 是廣 善勝 | 産業専門委員会  |     |
| 建設水道課長       | 中野 健二 | 建設専門委員会  |     |
| 議会事務局長       | 森 理生  | 産業専門委員会  |     |
| 教育委員会事務局長    | 笹森 浩明 | 教育専門委員会  |     |
| 教育委員会事務局主幹   | 安田 光  | 教育専門委員会  |     |
| 国保病院事務長      | 高野 政人 | 社会専門委員会  |     |
| 厚沢部消防署主幹     | 北川 広幸 | 建設専門委員会  |     |

※各部会の部会長は必要に応じて策定委員会に出席を求める。

## 第6次厚沢部町総合計画策定プロジェクトチーム

| 部会区分                  | 所属課（職名）         | 氏名    | 備考    |
|-----------------------|-----------------|-------|-------|
| 1. 産業専門部会<br><br>(7名) | 税務財政課主幹         | 安達達也  | 前農林主幹 |
|                       | 農林商工課主幹         | 津野修   |       |
|                       | 農業委員会事務局総務係長    | 小西智晴  |       |
|                       | 農林商工課農業振興係長     | 中川一秀  |       |
|                       | 農林商工課林業振興係長     | 藤八伸太郎 |       |
|                       | 農林商工課農村整備係長     | 木口孝志  |       |
|                       | 農林商工課商工観光係主査    | 上戸陽介  |       |
| 2. 建設専門部会<br><br>(7名) | 建設水道課主幹         | 安沢富士子 |       |
|                       | 建設水道課主幹         | 服部常人  |       |
|                       | 厚沢部消防署主幹        | 福田昭浩  |       |
|                       | 厚沢部消防署主幹        | 中山博之  |       |
|                       | 建設水道課管理係長       | 万所貴之  |       |
|                       | 建設水道課住宅施設係長     | 佐藤武徳  |       |
|                       | 税務財政課経理管財係長     | 能代一史  |       |
| 3. 社会専門部会<br><br>(8名) | 国保病院主幹          | 三上光憲  |       |
|                       | 保健福祉課介護保険係長     | 石井淳平  |       |
|                       | 保健福祉課健康増進係長     | 藤岡智恵  |       |
|                       | 国保病院医事係長        | 林慶太   |       |
|                       | 保健福祉課住民年金係長     | 中里孝子  |       |
|                       | 保健福祉課福祉係長       | 太田聡子  |       |
|                       | 保健福祉課国保係長       | 杉野剛   |       |
| 保健福祉課地域包括支援センター係主査    | 石田和子            |       |       |
| 4. 教育専門部会<br><br>(7名) | 保健福祉課子育て支援係長    | 中里知弘  |       |
|                       | 税務財政課財政係長       | 森英治   | 前学教係長 |
|                       | 総務政策課住民運動係長     | 藤田智美  |       |
|                       | 教育委員会事務局社会教育係長  | 板坂勇   |       |
|                       | 総務政策課総務係長       | 二宮和之  |       |
|                       | 保健福祉課子育て支援係主任   | 橋端純恵  |       |
|                       | 教育委員会事務局学校教育係主査 | 荒木敬仁  |       |

※各専門部会から部会長・副部会長・書記を選出。

# 厚沢部町総合計画策定審議会条例

昭和 46 年 9 月 29 日

条例第 16 号

改正 昭和 55 年 5 月 29 日条例第 13 号

平成 9 年 3 月 31 日条例第 12 号

平成 20 年 3 月 14 日条例第 1 号

令和 3 年 3 月 16 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、厚沢部町総合計画策定審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な事項を調査及び審議を行わせるため、厚沢部町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 40 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 公共的団体の代表者又は役員

(2) 学識経験を有する者

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したとき、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを決める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(町長への委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 12 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 1 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 1 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

# 厚沢部町総合計画策定審議会運営規則

昭和 46 年 11 月 14 日

規則第 4 号

改正 昭和 55 年 12 月 29 日規則第 3 号

平成 22 年 2 月 9 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚沢部町総合計画策定審議会条例（昭和 46 年条例第 16 号）第 8 条の規定に基づき、厚沢部町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 審議会に、総括委員会と専門委員会を置く。

(総括委員会)

第 3 条 総括委員会は、会長、副会長及び専門委員会の正副委員長をもって構成する。

2 総括委員会は、計画策定の総合調整を行う。

(専門委員会)

第 4 条 専門委員会の設置は、次のとおりとする。

| 専門委員会名  | 所掌事務                       |
|---------|----------------------------|
| 経済専門委員会 | 農林業、商工業、観光、移住・交流、その他       |
| 建設専門委員会 | 土地・水利用、道路、治山治水、住宅、その他      |
| 社会専門委員会 | 生活環境、保健衛生、医療、福祉、コミュニティ、その他 |
| 教育専門委員会 | 学校教育、社会教育、文化、スポーツ、生涯学習、その他 |

2 専門委員会は、審議会から付託された事項について、調査審議する。

3 専門委員会の構成は、審議会で協議して定める。

4 専門委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、当該専門委員会に属する委員のうちから互選する。

5 専門委員会は、当該委員長が招集する。会長、副会長は随時会議に出席し、意見を述べることができる。

6 委員長は、付議事項について、調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。





## 第6次厚沢部町総合計画

発行日 令和3年3月  
発行 厚沢部町  
編集 厚沢部町総務政策課  
〒043-1113  
北海道檜山郡厚沢部町新町207  
TEL : 0139-64-3311 FAX : 0139-67-2815

